

合志市総合計画第2次基本構想第2期基本計画

令和2年度～  
令和5年度版

# 健幸都市こうし Koshi

合志市総合計画第2次基本構想第2期基本計画（令和2年度～令和5年度版）

合志市



## ごあいさつ

# 「健幸都市こうし」の実現に向けて

新たな第2期基本計画の策定にあたり、全ての市民のみなさまが、健康で穏やかに、安全に、安心して暮らすことができるまち「健康都市こうし」をさらに進めるために、健康と併せて幸福を感じることができる合志市「健康幸福都市こうし（健幸都市こうし）」を目指し、より一層スピード感を持ち取り組みます。

本市は、人口が増加している県内でも数少ない自治体ではありますが、同時に福祉や教育に関する予算も急激に増えている自治体でもあります。少子高齢社会を迎えるわが国にあっては、人口減少に対する手厚い支援が行われておりますが、本市のように人口増加の著しい市町村に対する補助は少なく、自力で財源を確保しなければなりません。

このように財政事情が厳しい状況で、常に現状を把握しながら、中長期にわたる財政計画を立て、また見直しながら、将来の子どもたちにつけを残さない行財政運営に努める責任が私たちにはあります。今後はさらに、事業の優先順位を考えながら、市の将来を見越した事業への取り組みが必要です。特に「税収の確保」と「働く場の確保」を目指すため、新たな工業団地の整備を行っています。

また、老朽化する各種公共施設の維持管理については、「合志市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を策定しました。今後は、公共施設の集約化及び長寿命化について、最適な手法により実施していきます。

将来に引き継ぐ都市計画事業として、御代志土地区画整理事業の本格的な事業実施はもとより、北熊本スマートインターチェンジ開通に伴う地域周辺の活性化対策に取り組めます。

福祉の分野では、民間との連携をさらに強めて、市民一人ひとりが健康で豊かな生活を送り、人生を最後まで生き生きと過ごしていく「健康寿命」を伸ばす取り組みや、合志市の特性に合った健康づくりを推進します。

また、新設小中学校の建設と共に、人口の増加や就業環境の変化などに対応すべく、保育園の整備支援や放課後児童クラブの整備など、待機児童の解消を図るとともに、各年代にわたる、きめ細やかな行政サービスを展開していきます。

「令和」の時代になりましたが、これまで同様に、魅力ある合志市として認められ、さらにここに住む人が暮らしの豊かさを感じ、誇りを持てる「健幸都市こうし」に向け、市民・議会・行政が一体となって精力的に取り組めます。

最後に、計画の策定にあたって貴重なご意見やご指導をいただいた市民のみなさま、総合政策審議会委員、議会議員のみなさまをはじめ、多くの方々に対し心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

合志市長 荒木 義行





**序章**

基本構想：基本理念・未来像・総合計画…………… 1  
基本計画策定の趣旨・計画期間・人口予測…………… 5

**第2期基本計画**

まちづくり6つの基本方針…………… 7  
施策の体系と見かた…………… 9

**政策（基本方針）1. 自治の健康**…………… 11  
市民参画によるまちづくりの推進…………… 13  
行政改革の推進…………… 15  
財政の健全化…………… 17

**政策（基本方針）2. 福祉の健康**…………… 19  
子育て支援の充実…………… 21  
健康づくりの推進…………… 23  
社会福祉の推進…………… 25  
高齢者の自立と支援体制の充実…………… 27  
障がい者（児）の自立と社会参加の促進…………… 29

**政策（基本方針）3. 教育の健康**…………… 31  
義務教育の充実…………… 33  
生涯学習の推進…………… 35  
生涯スポーツの推進…………… 37  
人権が尊重される社会づくり…………… 39  
歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成…………… 41

**政策（基本方針）4. 生活環境の健康**…………… 43  
危機管理対策の推進…………… 45  
防災対策の推進…………… 47  
交通安全対策の推進…………… 49  
防犯対策の推進…………… 51  
住環境の充実…………… 53  
水環境の保全…………… 55  
水の安定供給と排水の浄化…………… 57  
廃棄物の抑制とリサイクルの推進…………… 59  
地球温暖化防止対策の推進…………… 61

**政策（基本方針）5. 都市基盤の健康**…………… 63  
計画的な土地利用の推進…………… 65  
計画的な道路の整備…………… 67  
公共交通の充実…………… 69

**政策（基本方針）6. 産業の健康**…………… 71  
農業の振興…………… 73  
商工業の振興…………… 75  
企業誘致の促進と働く場の確保…………… 77

**資料**

SDGs / 諮問 / 答申 / 第2次基本構想抜粋 / 委員名簿…………… 79

**まちづくりの政策（基本方針）**

元気・活力・創造のまちを実現するために、  
6つの「健康」を基本方針として設定します

第2次基本構想について

人と自然を大切にした  
協働によるまちづくり

まちづくりの基本理念

この基本理念を基に、まちづくりの多様な課題に対して、市民自らが行うもの(自助)、地域が共同・連帯して行うもの(共助)、行政が直接行うもの(公助)といった、市民と行政の役割を明確にしなが、それぞれの役割において課題解決に向けた行動ができる“まち”をめざします。

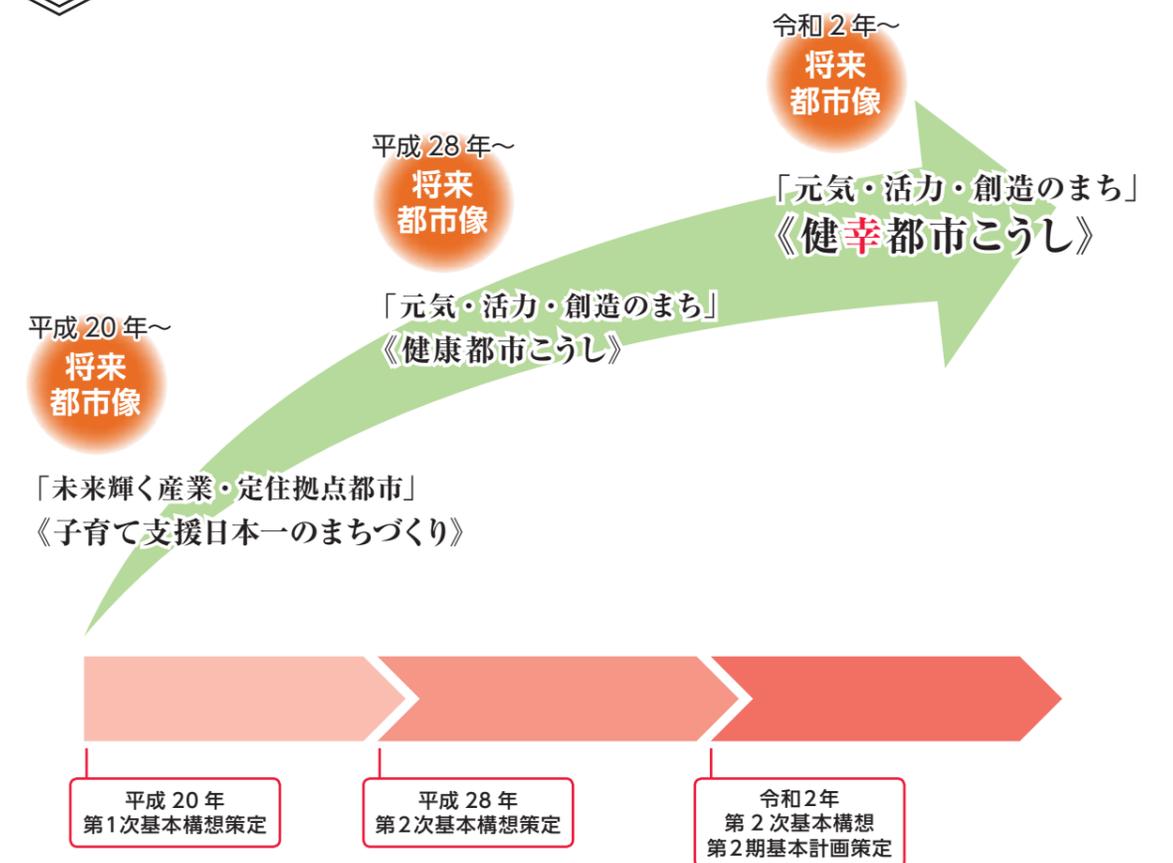


まちの未来像

将来都市像

元気・活力・創造のまち  
《健幸都市こうし》

「元気・活力・創造のまち」を実現するためには、市民が自ら健康であり、市行財政も健康であることが重要です。そしてそこからさらに幸福につながっていくまち～健幸都市こうし～を目指して、市民の皆さまと一体となって、未来に誇れるまちづくりに取り組みます。



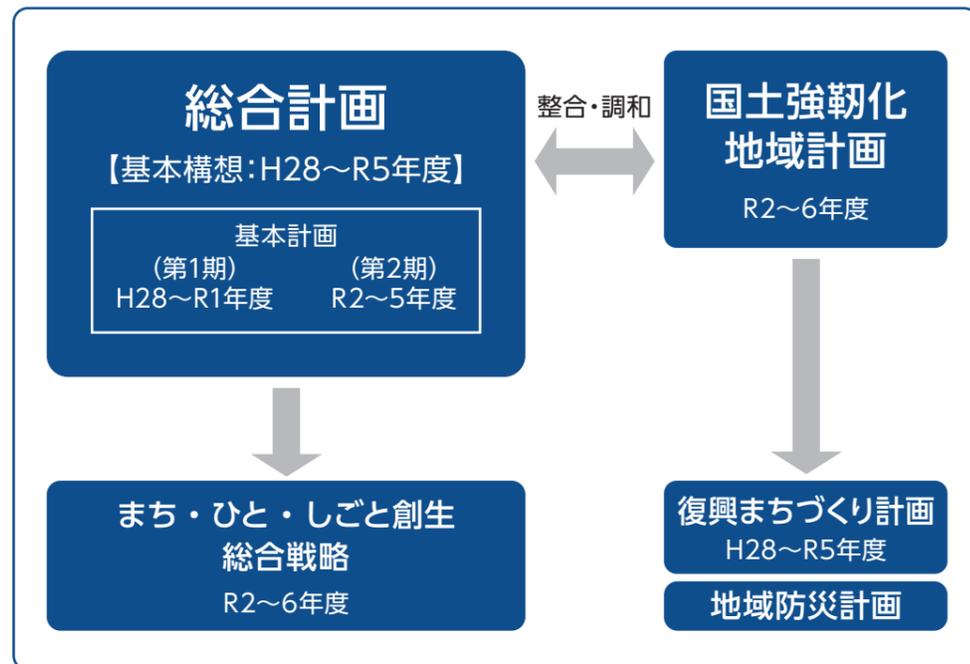
## 合志市のまちづくりの計画の全体像

### 総合計画

総合計画は、市のまちづくりをすすめるうえで最上位の計画であり、「基本構想」「基本計画」で構成されています。

「基本構想」は、まちの未来像（将来都市像）を示し、長期的な方針を定めています。この基本構想を具現化するための中期的な取り組みの柱を示したものが「基本計画」です。

### 【計画の位置づけ】



#### まち・ひと・しごと創生総合戦略

市の人口推計を踏まえて、今後5か年の政策目標や施策をまとめたものです。

#### 国土強靱化地域計画

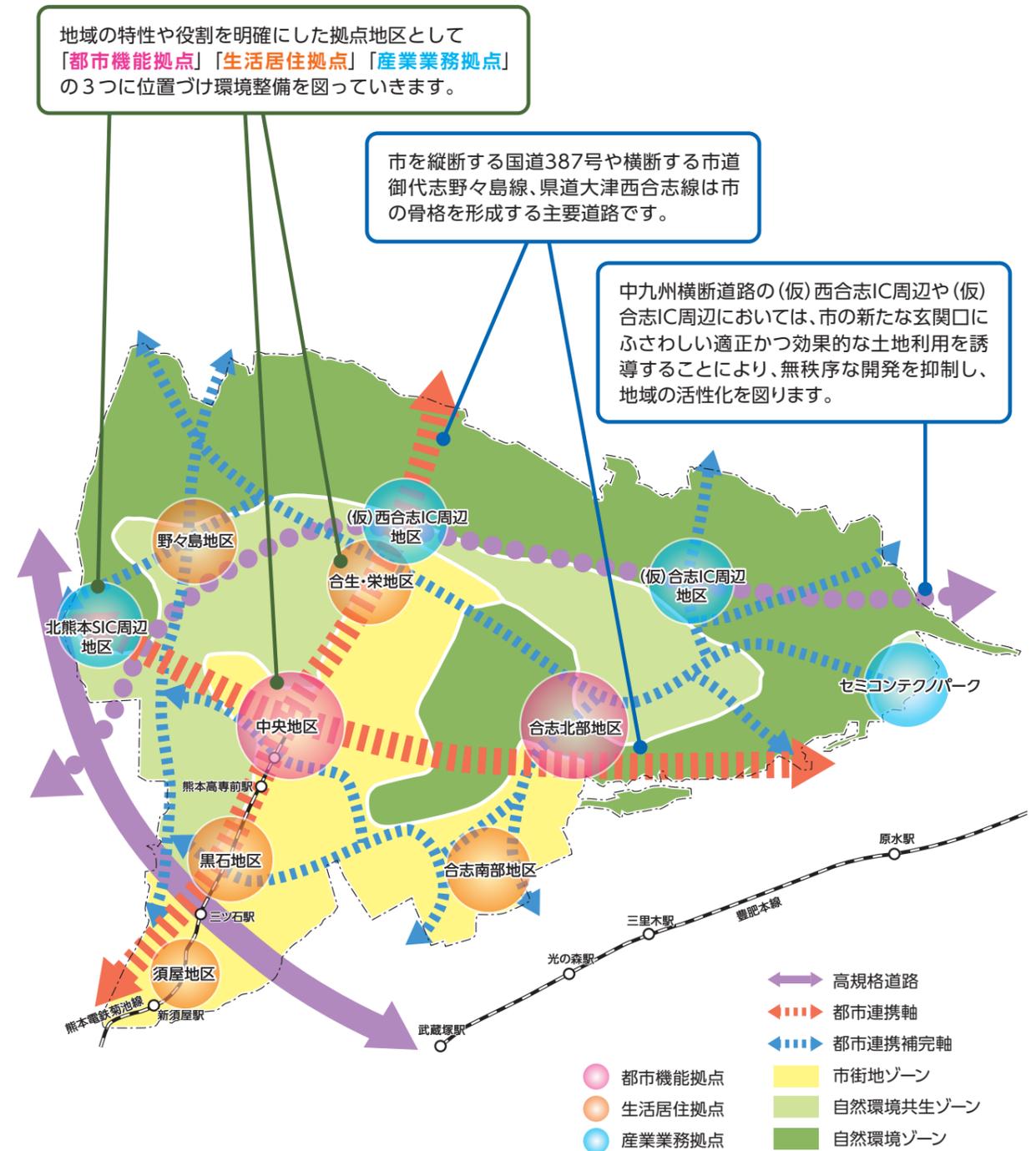
今後起こり得る大規模自然災害に対して、総合的な防災体制を整備し、災害に強く安全安心なまちづくりを目指して策定したものです。

#### 復興まちづくり計画

熊本地震からの発展的復興に向けた基本的な理念や方針、まちづくりの全体イメージを示すものです。

## 合志市の土地利用計画の構想図

今後も引き続き予想される人口増加への対応として、市街化区域の拡大を前提とした土地利用を推進していきますが、コンパクトなまちづくりや優良農地の保全、産業振興などを視野に入れながら、将来都市像の実現を目指します。



## 第2期基本計画について

### 基本計画策定の趣旨

平成28年に策定した、合志市総合計画第2次基本構想（構想期間：平成28年度から令和5年度の8年間）で示した、将来都市像「元気・活力・創造のまち」の実現を目指して、まちづくりの基本理念である「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基に、第1期基本計画（計画期間：平成28年度から令和元年度の4年間）に引き続き、今後4年間のまちづくりに関する、施策の基本的な取り組みについて示すものです。

計画期間 ▶ **4年間**（令和2年度～令和5年度まで）

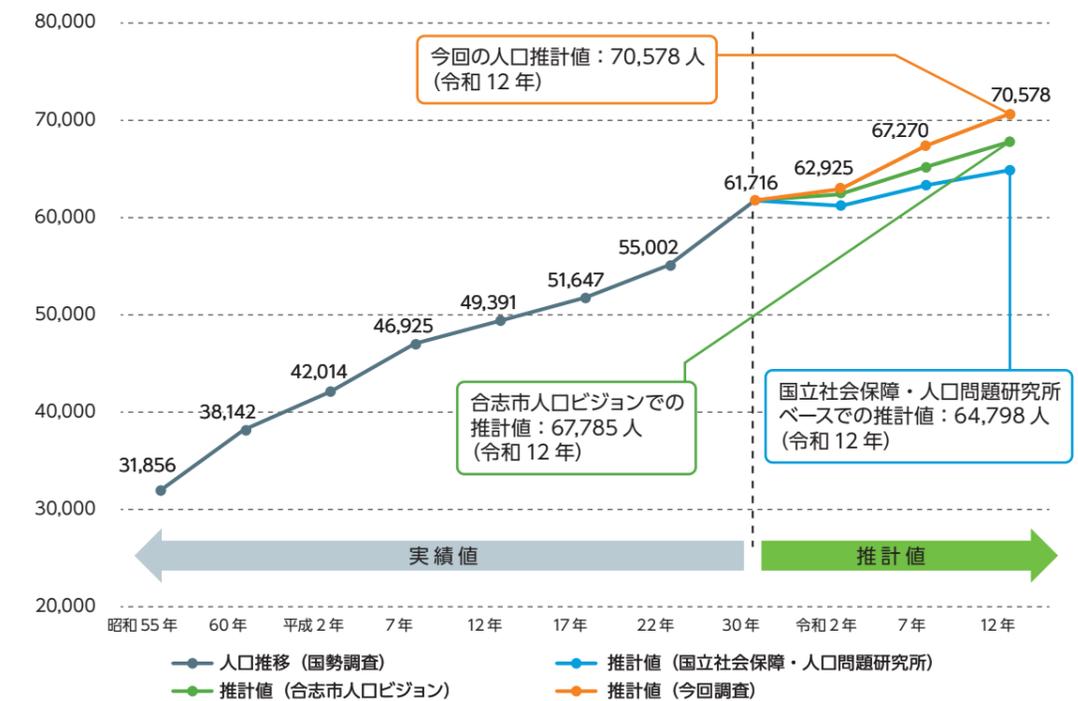
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
基本構想	第2次基本構想								第3次基本構想
基本計画	第1期（4年間）				第2期（4年間）				第1期（4年間）



### 人口予測

全国的に人口減少が続く中、合志市は人口増加が続いている元気のあるまちです。「合志市人口ビジョン」（平成27.10）の推計値を上回る人口増加が続いている状況にあることから、10年後の令和12年度における人口推計を行いました。今後も、増加傾向は続くと考えられます。

人口予測 ▶ **70,500人**（令和12年度）



# まちづくり6つの基本方針

1

## 自治の健康

まちづくりについては、自治基本条例に定める「参画と協働」を基本に地域住民自治の推進を図ります。併せて、「情報は市民共有の財産である」との認識のもと積極的な情報公開に努め、行政改革大綱に沿った改善、改革への取り組みで、より一層の透明性、信頼性のある市政運営をめざします。

また、安定した市政運営のため、自主財源の確保とともに、財政計画に基づく、健全な財政運営に努めます。

.....▶ P11へ



2

## 福祉の健康

生涯にわたって健康で元気に暮らしができるように健康寿命の延伸をめざし、健康づくりへの取り組みを推進します。

併せて、住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、また高齢者や障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、すべての人にやさしい健康・福祉のまちづくりをめざします。

.....▶ P19へ



3

## 教育の健康

未来を担う子どもたちの夢を育み、夢の実現をめざす教育を推進します。

また、市民一人ひとりの基本的人権を尊重しながら、市民が生き生きと生涯学習活動に取り組むことができる環境をつくり、郷土愛の醸成を図ります。

.....▶ P31へ



4

## 生活環境の健康

市街地から農村へと広がる、恵まれた自然を維持し、緑豊かな環境と調和した住環境の整備と循環型社会の構築を図りながら、安全安心に暮らせるまちづくりをめざします。

.....▶ P43へ



5

## 都市基盤の健康

地域の特性を活かしながら、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、土地利用の推進と道路網の整備に努めます。

また、まちづくりと連動した市民が利用しやすい公共交通網の整備をはじめとした生活基盤の充実を図ります。

.....▶ P63へ



6

## 産業の健康

本市の基幹産業である農業をはじめ、商工業など産業全体の振興を図るため、生産・販売力の強化による所得向上、後継者の育成、企業誘致による働く場の確保、新たな産業の創出、特産品の開発などに努め、合志市で暮らし、市内で働ける環境づくりを推進します。

.....▶ P71へ



## 施策の見かたと体系

### 各施策の見かた

<p><b>目標</b></p> <p>施策ごとに対象と意図を明確にすることで、計画期間内に達成すべき「目標」を設定しています。</p>	<p><b>現状</b></p> <p>合志市の特徴や現状を分析しています。</p>
<p><b>基本方針</b></p> <p>合志市の現状と課題を整理したうえで、目標を実現するための取り組み方針を示しています。</p>	<p><b>課題</b></p> <p>現状を前提として、どのような課題を解決すべきかを示します。</p>

### 市民の役割

自治基本条例に基づき、市や市民の皆さんが、お互いの意見や考え方を大切にして、協力してまちづくりに取り組むための役割分担を示しています。

### 行政の役割

### 第1期基本計画における振り返り

目標の達成度を測る指標を「成果指標」として示し、第1期基本計画での実績を振り返ります。

### 今後4年間の目標

第2期基本計画内の目標値を設定し、その根拠を示します。成り行き値は、現状に対し何も策を加えない場合の想定値です。

### SDGsにおける努力目標

施策の課題に関係が深い目標をアイコンで示し、その中でも優先課題であるターゲット目標を表記しています。  
※「資料」p80に目標リストあり。

### 施策の体系表

政策名 (基本方針)	第2期基本計画「施策」	施策の柱	
1 自治の健康	1. 市民参画によるまちづくりの推進	(1) 地域づくり（まちづくり）人材の育成	
		(2) 地域づくり（まちづくり）活動機会の確保	
	2. 行政改革の推進	(3) 計画的な施策・事業の推進	
		(4) 職員の人材育成と効果的な組織運営	
		(5) 広聴・広報機能の充実	
		(6) 情報化の推進	
		(7) 市民サービスの向上	
		(8) 会計の適正な処理	
		(9) 評価機能の確保	
		(10) 開かれた議会の推進	
		(11) 戦略的政策の推進	
		(12) 公有財産の管理運営	
		(13) 財政事務の適正な執行	
(14) 自主財源の確保			
2 福祉の健康	4. 子育て支援の充実	(15) 子育ての経済的負担の軽減	
		(16) 子育てと仕事の両立支援	
	5. 健康づくりの推進	(17) 地域における子育て支援	
		(18) 相談支援体制の充実	
	6. 社会福祉の推進	(19) 病気になる生活習慣の確立	
		(20) 病気の早期発見	
	7. 高齢者の自立と支援体制の充実	(21) 地域医療体制の充実	
		(22) 保険医療制度の健全な運営	
	8. 障がい者（児）の自立と社会参加の促進	(23) 地域福祉の推進	
		(24) 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援	
	3 教育の健康	9. 義務教育の充実	(25) 高齢者の社会参加の促進
			(26) 介護保険サービスの適切な提供
		3 教育の健康	(27) 高齢者の介護予防の推進
(28) 高齢者の生活支援の充実			
(29) 障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実			
(30) 障がい者（児）への社会参加の促進			
(31) 学力の向上			
(32) 指導力の向上			
(33) 徳育の推進			
(34) 体育の推進			
(35) 食育の推進			
(36) 義務教育施設の整備			

3 教育の健康	10. 生涯学習の推進	(37) 学習の啓発と参加機会の提供
		(38) 生涯学習団体の育成
	11. 生涯スポーツの推進	(39) 生涯学習施設（環境）の整備
		(40) スポーツの啓発と参加機会の提供
	12. 人権が尊重される社会づくり	(41) スポーツ団体の育成
(42) スポーツ施設（環境）の整備		
4 生活環境の健康	13. 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成	(43) 人権尊重についての理解と相談体制の充実
		(44) 人権教育啓発活動実践の推進
	14. 危機管理対策の推進	(45) 男女共同参画社会の実現
		(46) 歴史・伝統・文化（文化財を含む）の保護と継承
	15. 防災対策の推進	(47) 危機管理対策
		(48) 災害予防対策
	16. 交通安全対策の推進	(49) 災害応急対策
		(50) 災害復旧対策
	17. 防犯対策の推進	(51) 交通安全意識の高揚
		(52) 交通事故防止対策の推進
	18. 住環境の充実	(53) 防犯意識の高揚と地域防犯対策
		(54) 防犯に関する環境整備
	19. 水環境の保全	(55) 消費者保護の充実
(56) 環境衛生の充実		
20. 水の安定供給と排水の浄化	(57) 公営住宅の充実	
	(58) 公園など身近な住環境の整備とみどりの保全	
21. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	(59) 地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止	
	(60) 水の安定供給	
22. 地球温暖化防止対策の推進	(61) 排水の浄化	
	(62) ごみの発生抑制とリサイクルの推進	
23. 計画的な土地利用の推進	(63) 廃棄物の適正処理	
	(64) 地球温暖化防止対策の推進	
24. 計画的な道路の整備	(65) 計画的な市街地の形成	
	(66) 計画的な道路の整備	
25. 公共交通の充実	(67) 道路環境の整備	
	(68) 公共交通の利便性の向上	
26. 農業の振興	(69) 生産基盤の確保と経営力の強化	
	(70) 後継者の育成	
27. 商工業の振興	(71) 関係機関との連携の強化	
	(72) 人材確保と生産・販売力の強化	
28. 企業誘致の促進と働く場の確保	(73) 異業種連携の促進	
	(74) 企業誘致の促進	
	(75) 雇用環境の充実支援と就業機会の確保	

● 施策体系別計画 ●

第1章  
自治の健康

## 熊本県農業公園カントリーパークのバラ

熊本県所有のカントリーパークは「学習」「遊び」「開放感」の3つの視点から農業への理解が深まるよう配慮された公園である。

年間を通して、さまざまなイベントが催されている。

園内には広いバラ園が整備され、毎年春と秋に2回バラまつりが開催されており、多くの来園者が訪れている。



# 施策 1

## 市民参画によるまちづくりの推進

施策の柱

- (1) 地域づくり(まちづくり)人材の育成
- (2) 地域づくり(まちづくり)活動機会の確保

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらを結び付ける相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

### 全体像

目 標

**【対象】 市民**  
**【意図】 まちづくり活動に参加する**

基本方針

- 自治基本条例に基づき、行政が主体的に動き市民参画を促し協働によるまちづくりを進めていきます。

現 状

- 人口の増加に伴い、地域への関わりが希薄化しています。
- 高齢化が進む地域で、地域活動の維持が困難となっています。
- 市地域づくりネットワークの加入団体数が伸び悩んでいます。
- 各種選挙における投票率が低落傾向にあります。

課 題

- 市民・議会・行政が協働し、まちづくりを進めていく事例を増やし紹介していくことが必要です。
- 魅力ある行事やイベントの開催が必要です。
- 市民参画の柱となるリーダーの育成が必要です。
- 自治会や区の取り組みを活性化させる啓発と地域活動の担い手の育成が必要です。
- 市地域づくりネットワークへの加入促進や新規団体の掘り起こしが必要です。
- 今後有権者となっていく小、中、高校生への主権者教育が必要です。

### 市民の役割

- 市民は、自らの発言や行動に責任を持ちます。
- 市民は、積極的に地域づくり、まちづくり活動に参加します。
- 市民は、自治への関心を持ち、自ら情報を得て、積極的な参画に努めます。
- 市民は、地域社会との調和に努めます。
- 市民は、選挙(投票)を棄権しないように努めます。

### 行政の役割

- 市は、市民の参画の機会の拡充を図ります。
- 市は、市民の意見提案を総合的に検討し結果に対して説明責任を果たします。
- 市は、市の方向とまちづくりの理念を広く市民に示します。
- 市は、地域のまちづくりに対して支援を行います。
- 市は、市民と情報を共有するため、わかりやすく情報を公開します。
- 市選挙管理委員会は、主権者教育を推進し、有権者の政治意識が向上するための啓発活動に努めます。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合(市民アンケート)	61.1	64.7	64.1	防災意識の高まりから防災訓練などの地域活動への参加人口は増えているが、市全体の人口増により、相対的な割合は目標に達していません。
市が行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合(市民アンケート)	69.1	69.6	69.6	市主催のイベントの減少や共催でのイベント実施のため参加者数が伸び悩んでいます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合(市民アンケート)	64.1	成り行き値	63.5	63.2	62.9	62.6	%
		目標値	64.1	64.1	64.1	64.1	
B 市が行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合(市民アンケート)	69.6	成り行き値	69.6	69.6	69.6	69.6	%
		目標値	70.0	70.2	70.4	70.6	

#### ※指標の解説

- A 地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合の成り行き値は、本市の平成26～30年度の市民意識調査結果を参考に、令和5年度まで微減傾向(-0.3%)で推移すると設定しました。目標値は、人口増加に伴い、地域活動への参加割合が減っていくと思われるが、自治基本条例をもとにしたまちづくりに引き続き取り組むとともに、転入により増加している新たな市民に対し自治会や区と協力して地域活動などへの参加を働きかけ、また、ボランティア活動やNPO活動に取り組んでいる団体等への支援をさらに強めることで、現状維持を目標値としました。
- B 市の行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合の成り行き値は、平成27～30年度の市民意識調査結果を参考に、令和5年度までこのまま推移すると設定しました。目標値は、市の行う説明会や行事、イベントなどを更に魅力あるものとし、広報紙やホームページなどで市民への周知を図ることで、毎年0.2%の増を目標値としました。

#### SDGsにおける努力目標

16 平和と公正をすべての人に

★ 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

3 持続可能な消費と生産

4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー平等を実現しよう

11 持続可能な都市づくり

17 パートナーシップで目標を達成しよう

# 施策 2

## 行政改革の推進



**施策の柱** (3) 計画的な施策・事業の推進 (4) 職員の人材育成と効果的な組織運営 (5) 広聴・広報機能の充実 (6) 情報化の推進 (7) 市民サービスの向上 (8) 会計の適正な処理 (9) 評価機能の確保 (10) 開かれた議会の推進 (11) 戦略的政策の推進 (12) 公有財産の管理運営

信頼される組織づくりと健全な行政運営を持続させるため、行政改革大綱及び集中改革プランを確実に実行していきます。さらに、行政評価システムによって進行管理を行い、改革・改善につなげていく取り組みを継続します。また、市民への積極的な情報公開に努めることにより行政としての説明責任を果たし、市役所の信頼性の向上や市民との信頼関係の構築を図ります。議会に対する市民の関心をより高くするため、さらにわかりやすく透明性の高い議会情報の提供に努めます。

### 全体像

- 目標** 【対象】 市役所、市職員
- 【意図】 市民に信頼される組織になる

- 基本方針**
  - ・効率性を意識しスピード感のある行政運営を推進し、費用対効果や原価意識を考えた行政経営に努めます。

- 現状**
  - ・人材育成基本方針に基づき人事評価制度を導入し、人材育成を図っています。
  - ・人口増加に伴い、適正な職員配置が求められています。
  - ・地方創生等による行政運営の多様化が求められています。
  - ・市財政の健全化や市民サービスの維持・向上のため、PPP（官民連携）を活用することが求められます。
  - ・公共施設の老朽化が進んでいます。

- 課題**
  - ・職員の資質向上による、市役所の信頼性向上、市民との信頼関係構築が必要です。
  - ・適正な職員数の研究分析と、効果的な組織の検討が必要です。
  - ・職員の意識改革と市民サービスの充実が必要です。
  - ・官民連携による事業推進が求められます。
  - ・公共施設の老朽化が進んでおり、施設の安全性や品質を保つために、計画的な維持補修や更新・集約が必要です。
  - ・公共施設改修等の一定年度への集中を避けるため、改修時期の平準化が必要です。

### 市民の役割

- ・市民は、納税の義務を果たし、受益者負担を行います。
- ・市民は、行政に対して関心を持ちます。
- ・市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画と協働に努め、自らの発言と行動に責任を持ちます。

### 行政の役割

- ・市職員は、まちづくりの課題を解決する能力の向上に努めます。
- ・市職員は、地域活動に参加し地域の声を聴きます。
- ・市は、職員の人材育成を行い、効果的な組織運営とサービスの向上に努めます。
- ・市は、計画的な施策策定と事業推進に努めます。
- ・市は、公的不動産等の利活用に努めます。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
集中改革プランの進捗率(別指標)	76.5	82.4	94.2	庁舎の統合や組織の見直しを行ったことなどの進捗が図られました。
市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合(市民アンケート)	74.9	72.4	71.1	熊本地震後平時となり、自治体の役割への市民の意識が薄れてきたことがあげられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 集中改革プランの進捗率(別指標)	94.2	成り行き値	83.0	88.0	93.0	98.0	%
		目標値	85.0	90.0	95.0	100.0	
B 市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合(市民アンケート)	71.1	成り行き値	70.7	70.5	70.3	70.1	%
		目標値	71.1	71.1	71.1	71.1	
C 窓口業務サービス向上アンケートで窓口対応がよかったと答えた割合(別指標)	92.4	成り行き値	92.0	91.8	91.6	91.4	%
		目標値	92.4	92.4	92.4	92.4	

#### ※指標の解説

- A 集中改革プランの取り組み実績の成り行き値は、第3期集中改革プラン(平成28～30年度)の実績をもとに設定しました。目標値は、毎年度の計画に基づきスピード感を持って実行することを目標とし、令和5年度には100%の達成を目指すとして設定しました。
- B 市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合の成り行き値は、過去の市民意識調査において平成28年度の熊本地震の影響により、増加したものの、翌年より減少している状況から、令和5年度まで微減(-0.2%)で推移すると設定しました。目標値は、人口増加に伴い減少すると思われるが、自治基本条例の遂行により現状維持で推移すると考え、令和5年度目標値を71.1%に設定しました。
- C 窓口業務サービス向上アンケートで窓口対応がよかったと答えた割合の成り行き値は、平成30年度に窓口改修により大幅に増加したものの、今後令和5年度まではこれ以上の窓口改善は見込めないため、微減(-0.2%)で推移すると設定しました。目標値は、今後業務サービス向上に努め、現状維持を設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

**16** 平和と公正をすべての人に

★ 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

**17** パートナーシップによる開発



# 施策 3

## 財政の健全化

施策の柱

(13) 財政事務の適正な執行 (14) 自主財源の確保

歳入面では市税収入の確保に努めるとともに、歳出面では限りある財源を効率的かつ効果的に活用し、財政計画に基づく健全な財政運営に努めます。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市の財政  
【意図】 健全な財政状況を保つ

#### 基本方針

- ・計画的な財政運営と将来負担を見据えた財政の健全化を図ります。
- ・市税等の収納率の向上と政策推進による自主財源の確保に努めます。

#### 現状

- ・熊本地震により災害復旧事業債などの市債借入及び歳出が増加しています。
- ・普通交付税の合併算定替が終了し、本来の一本算定として算定交付されます。
- ・人口増加や高齢化に伴い、公債費・扶助費等の義務的経費が増加しています。
- ・公共施設の老朽化が進んでいます。
- ・新規滞納者への早期対応や滞納処分の強化により、市税収納率は向上しています。
- ・財政計画の財政調整基金見込額は、今後減少する見込みです。

#### 課題

- ・普通交付税の一本算定により、自主財源の確保と歳出の抑制が必要です。
- ・人口増加と高齢化に伴い財源対応の検討が必要です。
- ・公共施設の老朽化に伴う改修・更新・除却費等の財源確保が必要です。
- ・市税等における高額滞納者に対する収納対策が必要です。
- ・財政調整基金の減少への対応が必要となります。

#### 市民の役割

- ・市民は、市税や各種料金など納期限内納付に努めます。
- ・市民は、市行財政に対して関心を持ち自助・共助・公助の考え方を基本に自ら行動します。

#### 行政の役割

- ・市は、情報公開を積極的に行い、市民への説明責任を果たします。
- ・市は、財政の見通しの適切な管理運営を図ります。
- ・市は、財政運営に関する職員の意識向上を図ります。
- ・市は、税・ふるさと納税も含め自主財源の確保に努めます。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
実質公債費比率	4.2	3.3	5.2	公債費相当額は上昇しているが、基準財政収入額等も伸びていることがあげられます。
基金残高(財政調整基金)	3,548,769	3,465,385	3,443,843	事業費の実績値や市税等の歳入見込み額の伸びによるものがあげられます。
税収納率(現年度)	99.40	99.47	99.54	未納者への早期対応を行い、納付内納付の奨励に努めたことがあげられます。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 実質公債費比率	5.2	成り行き値	7.9	10.5	13.2	14.2	%
		目標値	7.9	10.5	13.2	14.2	
B 基金残高(財政調整基金)	3,443,843	成り行き値	2,282,000	2,083,000	2,031,000	2,045,000	千円
		目標値	2,282,000	2,083,000	2,031,000	2,045,000	
C 税収納率(現年度)	99.54	成り行き値	99.54	99.54	99.54	99.54	%
		目標値	99.60	99.63	99.66	99.69	
D 将来負担比率	0	成り行き値	0	0	0	0	%
		目標値	0	0	0	0	

#### ※指標の解説

A	実質公債費比率の成り行き値は、財政計画の推計値をもとに計上しました。実質公債費率の数値が上昇する要因として、普通建設事業の伸びに伴う市債の発行増額により公債費残高が増加すると見込みました。
B	基金残高(財政調整基金)の成り行き値は、社会保障関係経費と普通建設事業に係る公債費が増加すること等を踏まえ、毎年度の収支均衡を図るための財源不足を取り崩すこととして、令和2年度以降の財政計画の推計値を設定しました。目標値は、収支均衡を図るための財源対策としての取り崩しが想定され、普通建設事業費等も新設小中学校建設、御代志地区土地区画整理事業、公共施設の長寿命化などの事業が継続され実質的な削減も厳しいと予想し同額を設定しました。
C	税収納率(現年度)の成り行き値は、県内の景気は当面、改善のテンポは鈍化した状況が続くと予測されていることから、現状値で設定しました。目標値については、各税目の課税客体を的確に把握し、適正かつ公平な課税を行うとともに、新規滞納者を増やさないよう未納者への早期対応を行い、納期内納付の奨励に努めることで設定しました。
D	将来負担比率の成り行き値は、マイナス算定が継続されるとして0(-)を想定しました。今後は、一般会計が将来負担しなければならない額は伸びる予想であるが、標準財政規模も伸びる見込みであり指標がプラスに転じる状況ではないと設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

17 パートナースHIPで目標を達成しよう

★17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。

● 施策体系別計画 ●

## 第2章 福祉の健康

### 弁天山公園から見る朝日

弁天山は標高 145.72 m。  
昭和 60 年には「くまもと緑の百景」、平成 7 年には「新しくまもと百景」に選定された  
緑豊かな市民の憩いの場所として親しまれている。  
頂上の展望台からは、阿蘇の山々や合志市内、熊本市内等が眺望できる。  
アスレチック遊具やカラー舗装された周遊道路があり、  
多くの人々が野鳥の声を聴きながらジョギングや散策を楽しんでいる。

# 施策4

## 子育て支援の充実



施策の柱 (15) 子育ての経済的負担の軽減 (16) 子育てと仕事の両立支援 (17) 地域における子育て支援 (18) 相談支援体制の充実

地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援するとともに、安全・安心な環境で健やかに子育てができるまちづくりをめざします。その実現のため、多様な子育てサービスの充実や子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備、子どもたちの心身の健やかな成長の支援、地域における子育て力の強化など、子育て環境の整備促進に努めます。

### 全体像

#### 目標

- 【対象】 子育て世帯
- 【意図】 子育てに思い悩むことが少ない

#### 基本方針

- ・「第2期合志市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた子育て環境の整備に取り組めます。
- ・地域と連携した子育て支援の強化を図ります。

#### 現状

- ・人口増加とともに子どもの人口も増加しています。
- ・市の女性の就業率は、全国と比較すると高いレベルにあります。
- ・放課後児童クラブを希望する保護者が増えています。
- ・若い世代のひとり親家庭が増加しています。
- ・家庭児童相談、児童虐待相談などの児童に関する相談等が増加しています。
- ・「第2期合志市子ども・子育て支援事業計画」に基づき施策に取り組んでいます。

#### 課題

- ・将来の就学前人口を見据えた受け入れ態勢の整備が必要です。
- ・放課後児童クラブ施設の整備が必要です。
- ・ひとり親家庭などへのサポートが必要です。
- ・地域における子育て支援の充実が必要です。
- ・要保護児童等へのきめ細かい対応が必要です。
- ・子育てにおける不安感を解消するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築が必要です。

#### 市民の役割

- ・市民は、地域とともに子どもを見守り、育てます。
- ・企業、事業所は、子育てと仕事の両立ができるよう、育児休業制度などの支援体制の充実を図ります。
- ・地域は、地域の子どもの見守り、子育て相談、交流会等を推進します。

#### 行政の役割

- ・市は、子育て家庭が、子育てと仕事を両立できるよう、施設の充実を図ります。
- ・市は、子育てに関する負担感・不安感を解消するため、相談支援体制の充実を図り、各種支援を行います。
- ・市は、地域の家族見守りサポーターを養成し、子どもの安全・安心の確保を図ります。
- ・市は、国や県と連携し、企業や事業所に対して、子育てと仕事の両立ができるような啓発に努めます。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
子育てに関する悩みを抱える世帯の割合(市民アンケート)	54.7	54.5	51.3	すべての赤ちゃんを対象とした居宅訪問や、健診を通じた育児相談など細やかなフォローによる成果であると考えられます。また、育児相談サイトなどSNSを活用した保護者間の交流により、不安の解消が図られているケースも考えられます。
子育てのための経済的支援が充実していると感じる世帯の割合(市民アンケート)	77.6	77.4	75.2	子ども医療費助成対象年齢の拡大や多子世帯への保育料助成などの支援が、目標達成の要因として考えられます。
子どもの安全(犯罪、事件、事故など)に不安を感じる世帯の割合(市民アンケート)	31.6	28.2	31.7	地域住民による登下校時の見守り活動やインターネット利用に係る犯罪被害防止の取り組み(リーフレット配付、専門家による講演会、家庭における利用時の約束)が要因として考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 子育てに関する悩みを抱える世帯の割合(市民アンケート)	51.3	成り行き値	51.0	51.0	51.0	51.0	%
		目標値	50.5	50.0	49.5	49.0	
B 子育てと仕事が両立できていると感じる世帯の割合(市民アンケート)	88.2	成り行き値	88.2	88.2	88.2	88.2	%
		目標値	88.4	88.6	88.8	89.0	
C 子どもの安全(犯罪、事件、事故など)に不安を感じる世帯の割合(市民アンケート)	31.7	成り行き値	32.0	33.0	34.0	35.0	%
		目標値	31.5	31.0	30.5	30.0	

#### ※指標の解説

A	子育てに関する悩みを抱える世帯の割合の成り行き値は、現状のまま推移すると見込み、令和5年度まで51%と設定しました。目標値については、トータル的な子育てに関する悩みを抱える世帯の割合はあまり変化がないと考えられることと、B、Cの目標値を達成することを前提に、若干改善すると見込み令和5年度には49%になると設定しました。
B	子育てと仕事が両立できていると感じる世帯の割合の成り行き値は、大きな変動はないと見込み、令和5年度には88.2%を維持すると設定しました。目標値は、経済状況による雇用動向に左右されるものの、引き続き子育て環境の整備に取り組むとともに、仕事と子育ての両立を支援する事業者が現在よりも増加すると見込み、令和5年度には89.0%になると設定しました。
C	子どもの安全(犯罪、事件、事故など)に不安を感じる世帯の割合の成り行き値は、近年の社会情勢から増加すると予想され令和5年度には35%になると設定しました。目標値は、防犯団体など関係団体との連携を強化するとともに、地域ぐるみの取り組みを支援することで不安を解消できると見込み、令和5年度には30%になると設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

★4.2 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

施策

5

健康づくりの推進

施策の柱 (19) 病気になる生活習慣の確立 (20) 病気の早期発見 (21) 地域医療体制の充実 (22) 保険医療制度の健全な運営

健康寿命の延伸、生活習慣病の予防を主な目的とし、市民の健康への意識の高揚と食習慣を通した一体的な健康づくりを進め、市民一人ひとりが、健康に暮らせるまちづくりをめざします。さらに、健康都市こうしの実現に向けて、健康づくりの拠点整備を進めます。また、地域医療体制の充実と医療保険制度の健全な運営を行い、加速する高齢化に対応した福祉や医療サービスの維持、向上に努めます。

全体像

目標

【対象】 市民

【意図】 心身ともに健康な状態になる

基本方針

- ・医療機関等や国保連合会をはじめとする関係機関と協力し、健診（検診）の体制整備を図り、受診率の向上に努めます。
- ・健診（検診）を受けることで、病気の早期発見・早期治療ができることにより重症化を防ぎます。
- ・地域との連携を図り、市民が健康的な生活を送ることができるよう、健康づくりに対する意識を高める取り組みを実施します。

現状

- ・特定健診受診勧奨を行っていますが、受診率の向上にはつながっていません。
- ・一人当たりの医療費は毎年増加しています。
- ・高齢者人口増加に伴い、高齢者医療費が増加しています。
- ・健康な高齢期を迎えるための働く世代の生活習慣病対策が必要です。
- ・健康づくりの活動に関わるボランティアの育成に取り組んでいます。

課題

- ・特定健診やがん検診等の受診者を増やすため、未受診者等に応じた事業展開、また体制整備が必要です。
- ・病気の予防、早期発見・早期治療による健康寿命を延ばす取り組みが必要です。
- ・働く世代の生活習慣病対策が必要です。
- ・健康づくりを普及するボランティアの育成を継続的に行い、市民が市民を支える仕組みづくりの推進が必要です。

市民の役割

- ・市民は、健康診査を積極的に受診し疾病予防に努めます。
- ・市民は、一人ひとりが生活習慣（食事・運動・休養）などに留意し、健康づくりに努めます。
- ・市民は、健診（検診）をすすんで受診し病気の早期発見・早期治療に努めます。
- ・市民は、かかりつけ医・薬局を持ち健康管理に努めます。
- ・市民は、地域ぐるみで健康づくりに努めます。

行政の役割

- ・市は、特定健診（国保）の対象者に、通知や訪問などで受診勧奨を行います。
- ・市は、健診（検診）を実施することで、病気の早期発見・早期治療に努めます。
- ・市は、医療機関等や国保連合会をはじめとする関係機関との連携強化を図ります。
- ・市は、健康づくりに関する各種計画（健康増進計画、食育基本計画等）に基づき事業を展開します。
- ・市は、健診（検診）の実施、健康づくり等に関する訪問や相談、健康教育などを行います。
- ・市は、市民を支えるボランティアの人材育成を行います。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
心身が健康だと感じる人の割合（市民アンケート）	48.0	55.6	49.7	熊本地震から2年が経過し日常生活を取り戻し、心身が健康だと感じるようになったことに加え、地震前の数値に戻ったと考えられます。
日頃から健康づくりに取り組んでいる人の割合（市の健康づくり事業・ラジオ体操・ウォーキング等）（市民アンケート）	49.0	44.3	54.1	健康ステーションや各種事業において、健康づくりのための啓発活動の成果が現れてきているためと考えます。
一人当たり医療費（国保）	400,198	428,428	422,932	医療費（入院費、調剤費）が増加したことが背景として考えられます。
一人当たり医療費（高齢）	979,752	986,532	994,833	入院に伴う医療費は増加しましたが、入院外の医療費が減少しました。

今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 心身が健康だと感じる人の割合（市民アンケート）	49.7	成り行き値	49.8	49.8	49.8	49.8	%
		目標値	50.0	50.1	50.2	50.3	
B 日頃から体を動かすことに取り組んでいる人の割合（市民アンケート）	54.1	成り行き値	50.0	50.0	50.0	50.0	%
		目標値	54.1	54.4	54.7	55.0	
C 一人当たり医療費（国保）	422,932	成り行き値	451,700	464,800	478,000	491,600	円
		目標値	439,200	439,200	439,200	439,200	
D 一人当たり医療費（高齢）	994,833	成り行き値	1,013,000	1,021,000	1,029,000	1,037,200	円
		目標値	1,005,000	1,004,000	1,003,000	1,002,000	

※指標の解説

A	心身が健康だと感じる人の割合は、熊本地震発生1年後に55.6%と高水準となりましたが、その後は50%を下回る水準で推移しています。これは地震後に健康だと考える心身の余裕が出てきたため一時的に伸びたものの、日常生活を取り戻し心身ともに健康だと思えることが平常化することにより数値が伸びていないと考え、成り行き値を49.8%と設定しました。目標値については、健康イベントや地域での健康ステーション等の充実により市民の健康への関心を高めることにより、成り行き値より若干上回り微増すると考え、令和5年度を50.3%と設定しました。
B	日頃から健康づくりに取り組んでいる人の割合の成り行き値は、過去の実績値を踏まえ50.0%前後で推移すると考えられます。目標値については健康イベントやウォーキングコースの設定、地域での健康ステーション活動の充実等により、運動に興味を持つ市民の割合が増え、体を動かす機会が増えたと考え、令和5年度の目標値を55.0%と設定しました。
C	国保被保険者の一人当たり医療費については、過去の実績から成り行き値では2.84%の伸びで推移すると考え、令和5年度を491,600円と設定しました。目標値については消費税の影響により増加が見込まれるものの、特定健診の受診率向上や病気の早期発見・治療により医療費が抑えられ、現状維持で推移すると設定し目標値を439,200円に設定しました。
D	後期高齢者の一人当たり医療費については、通院や歯科医療の受診件数の増加が見込まれるため0.8%の伸びで推移すると考え、令和5年度を1,037,200円と設定しました。目標値については消費税の影響により増加が見込まれるものの、後期高齢者健診、歯科口腔健診の受診率の向上を図ることにより、毎年0.1%医療費が抑えられると設定し、目標値を1,002,000円に設定しました。

SDGsにおける努力目標

3 すべての人に健康と福祉を ★3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサルヘルズ・カバレッジ（UHC）を達成する。

1 貧困をなくそう 2 気候変動に具体的な対策を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等をすすめる 6 安全な水とトイレを世界中に 10 人や国が豊かになる 13 気候変動に具体的な対策を

# 施策6

## 社会福祉の推進



施策の柱

(23) 地域福祉の推進 (24) 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

地域の实情に即した創意工夫による「地域福祉」を推進し、市民・団体との協働による取り組みを行います。また、様々な理由により生活困窮に陥った世帯の自立のため、関係機関との連携を図り、就労相談をはじめとした総合的な支援対策を行います。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市民  
【意図】 住み慣れた地域で生きがいのある自立した日常生活を営むことができる

#### 基本方針

- ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき、地域で支え合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりに取り組みます。
- ・生活保護や生活困窮等の様々な相談や問題の解決のために、支援体制を整えます。

#### 現状

- ・少子高齢化や地域活動への連携意識が希薄化するなどにより自治会離れが進んでいます。
- ・身近な地域で充実した生活を送りたいと望んでいる人は多く、生活支援のニーズは高まっています。
- ・生活困窮や生活保護をはじめ様々な相談が増えており、多様なケースへの対応が求められています。
- ・地域の相談役としての民生委員・児童委員の高齢化と後継者不足があります。

#### 課題

- ・地域活動の連携意識が希薄化していく中で、ボランティア組織の育成や支え合う地域活動の意識醸成など、誰もが地域福祉の担い手となれるような方策が必要です。
- ・誰もが尊厳をもって自立した生活を営むことができるように支援する体制や地域の事業所や団体等と連携して支え合う仕組みづくりの構築が必要です。
- ・民生委員・児童委員の人材確保と負担軽減のため、自治会や地域団体等の理解と協力が必要です。

#### 市民の役割

- ・市民は、支援を必要とする人を地域で支え合う仕組みづくりに協力します。
- ・市民は、地域活動やボランティア活動に積極的に協力します。
- ・地域の事業所や団体等は、地域福祉の推進に向けて貢献します。

#### 行政の役割

- ・市は、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携して、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業に取り組みます。
- ・市は、社会福祉協議会をはじめとする関係団体等と連携して地域活動や災害時のボランティア活動への支援及び拠点整備を行います。
- ・市は、福祉活動に関する啓発活動を行います。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
住み慣れた地域で生活できていると感じる市民の割合(市民アンケート)	74.6	71.4	73.5	各種団体、事業者と連携した幅広い活動によって、住民相互や地域の支えあいが増え、地震後に数値が下がったものの、回復傾向にあります。
生きがいがあると感じる市民の割合(市民アンケート)	75.0	73.6	74.3	各種団体、事業者と連携した幅広い活動によって、住民相互や地域の支えあいが増え、地震後に数値が下がったものの、回復傾向にあります。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 住み慣れた地域で生活できていると感じる市民の割合(市民アンケート)	73.5	成り行き値	73.3	73.1	72.9	72.7	%
		目標値	73.5	73.7	73.9	74.1	
B 生きがいがあると感じる市民の割合(市民アンケート)	74.3	成り行き値	74.1	73.9	73.7	73.5	%
		目標値	74.6	74.9	75.2	75.5	

#### ※指標の解説

A	住み慣れた地域で生活できていると感じる市民の割合については、自治会離れ、子ども会や近所付き合いの減少など地域でのつながりが希薄化していく社会が進んでいることを考え、成り行き値は微減傾向で推移すると見込み、令和5年度を72.7%としました。目標値については、社会福祉協議会と連携しながら地域福祉事業を更に進めていくことにより地域のつながりを強め、地域で生活することへの安心感が高まり微増すると考え、令和5年度を74.1%に設定しました。
B	生きがいがあると答えた市民の割合については、地方の生活実態をみると格差社会の影響は大きく、未就労や低所得層の増加など今後もこの傾向は続くと考えられることから成り行き値は、微減傾向で推移すると見込み令和5年度を73.5%としました。目標値については、安定し充実した生活を送れるよう、地域の支え合い活動も併せ、更なる複合的な相談体制の構築、整備を図ることで微増すると考え令和5年度を75.5%と設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

★1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。

施策

7

高齢者の自立と支援体制の充実

施策の柱 (25) 高齢者の社会参加の促進 (26) 介護保険サービスの適切な提供 (27) 高齢者の介護予防の推進 (28) 高齢者の生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、社会活動への参加や健康づくりに向けた取り組みを行い、生きがいをもって暮らすことのできる環境整備を図ります。また、認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化し、地域全体で認知症の方とその家族を支える体制を整備します。

全体像

目標

【対象】 高齢者

【意図】 住み慣れた地域で生きがいのある自立した日常生活を営むことができる

基本方針

- ・高齢者を支える地域支援体制の構築を推進します。
- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。
- ・高齢者の自立支援と介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築を推進します。

現状

- ・人口の増加に伴い、高齢者人口が伸びています。
- ・要介護（要支援）認定者、認知症高齢者が増加しています。
- ・老人クラブ会員数が年々減少傾向にあり、運営する役員の担い手も不足しています。

課題

- ・高齢者の多様なニーズに対応できるよう、介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築が必要です。
- ・住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画に基づいた地域密着型サービスの基盤整備が必要です。
- ・認知症の方とその家族が安心して暮らせるよう、医療・介護・予防など、市民に関わる機関が連携できる体制づくりや地域全体で支える体制の整備が必要です。
- ・独居高齢者や認知症高齢者が安心して生活できるような成年後見制度に関する仕組みづくりが必要です。
- ・老人クラブの活性化を図り、高齢者の相互扶助の力を維持していくことが必要です。

市民の役割

- ・市民は、高齢者を理解して支えます。
- ・市民は、介護予防支援や生活支援のために必要な各種サポーターに登録し活動します。
- ・高齢者は、地域の活動（老人クラブ、地域サロン・介護予防教室等）に参加します。また、自分の生きがいや趣味を見つけます。
- ・高齢者は、制度（介護保険・地域支援事業）を活用します。
- ・地域、団体は、高齢者にサークル活動や地域活動への参加を促します。
- ・地域や事業所及び団体は、高齢者の個別課題等を解決するための地域ケア会議に参加します。
- ・シルバー人材センターは、多様な就業機会の確保と提供を行います。

行政の役割

- ・市は、市民へ高齢者を支援するための啓発を行います。
- ・市は、各種団体（シルバー人材センター、老人クラブ、地域サロン等）への支援を行います。
- ・市は、高齢者を支える見守りネットワークの構築と生活支援体制の整備を行います。
- ・市は、高齢者を支援するための介護予防教室をはじめとした各種事業を実施し、介護保険事業の運営を行います。
- ・市は、高齢者の自立支援のために、地域や多職種と協働で地域ケア会議を開催します。
- ・市は、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携して成年後見制度を推進します。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
住み慣れた地域で生活できていると感じる高齢者の割合（市民アンケート）	82.3	91.3	82.9	総合事業や介護保険サービス及びインフォーマルサービスなど、在宅で利用できるサービスが増えたことが考えられます。
生きがいがあると答えた高齢者の割合（市民アンケート）	80.0	78.3	82.9	高齢者が参加できるボランティアや地域活動及び通いの場など、社会参加する機会が増えていることが考えられます。
要介護認定者数	2,497	2,557	2,554	要支援相当の高齢者が、介護認定を受けなくても参加できる介護予防教室や総合事業を利用することで、要介護認定者数を維持できていると考えられます。

今後4年間の目標

成果指標		平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A	住み慣れた地域で生活できていると感じる高齢者の割合（市民アンケート）	82.9	成り行き値	82.9	83.0	83.1	83.2	%
			目標値	83.0	83.1	83.2	83.3	
B	生きがいがあると答えた高齢者の割合（市民アンケート）	82.9	成り行き値	82.7	82.5	82.3	82.1	%
			目標値	82.9	83.0	83.1	83.2	
C	要介護認定率	17.4	成り行き値	18.1	18.2	18.5	18.9	%
			目標値	17.8	18.1	18.3	18.7	

※指標の解説

A	住み慣れた地域で生活できていると感じる高齢者の割合は、高齢者人口の増加に伴い、在宅での生活に不安を抱える高齢者の増加が考えられることや、令和5年度には後期高齢者数が前期高齢者数を上回ることが見込まれるため、成り行き値は、令和5年度を83.2%に設定しました。目標値は、高齢者数、要介護認定者数の増加が見込まれますが、高齢者を地域で支える体制を構築することで、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようになることを考え、令和5年度を83.3%に設定しました。
B	生きがいがあると答えた高齢者の割合の成り行き値は、高齢者人口や要介護認定者の増加が見込まれることや、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加することなどから、緩やかに減少すると考え令和5年度を82.1%に設定しました。目標値は、介護予防の推進、社会参加の促進を進めていくことで、令和5年度を83.2%に設定しました。
C	要介護認定率は、要介護認定者数が増加することに伴い上昇するところですが、高齢者人口のほうがより増加しているため、65歳以上の第1号被保険者に対する要介護認定者の割合は、17.8%前後で推移しています。成り行き値は、介護保険事業計画の将来推計をもとに、令和5年度を18.9%に設定しました。目標値は、近年の要介護認定者の伸び率と介護予防事業等の普及啓発を図ることで、地域の通いの場に参加する高齢者が増えることを見込み、令和5年度に成り行き値より0.2%減じた18.7%に設定しました。

SDGsにおける努力目標

11 住み続けられるまちづくりを ★11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



# 施策 8

## 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

施策の柱

(29) 障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実 (30) 障がい者（児）への社会参加の促進

地域社会で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、福祉サービスを適切に利用できる体制を整備します。また、能力に応じた社会参加の促進や働く場の提供に努め、支援体制の充実を図ります。

### 全体像

#### 目標

【対象】 障がい者（児）

【意図】 適切な障がい福祉サービスを受けながら社会生活や日常生活を営むことができる

#### 基本方針

- ・合志市障がい者計画に基づき、障がい者福祉施策を推進します。
- ・障がい者（児）の社会参加と、自立に向けた適切な支援サービスを整えます。
- ・障がい者（児）への正しい理解を深め、地域で支え合う支援体制を整えます。

#### 現状

- ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、各種サービスの利用率も伸びています。
- ・障がい児のサービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）利用は増加傾向にあり事業所の新規開設も増えています。
- ・障がい者（児）の将来の生活について不安があるとの相談があります。

#### 課題

- ・企業やハローワーク、就労支援事業所などと連携した支援が必要です。
- ・障がい者（児）に対する正しい理解と地域で支えあう体制が必要です。
- ・障がい者（児）が将来も安心して生活できるような成年後見制度に関する仕組みづくりが必要です。

#### 市民の役割

- ・市民は、障がい者（児）を正しく理解して、支え合いの支援に協力します。
- ・事業所は、障がい者の雇用を推進し、障がい者は能力と適性に応じて就労に努めます。
- ・地域や団体は、地域活動やサークル活動へ障がい者（児）の参加を促し、障がい者（児）は、積極的に参加します。

#### 行政の役割

- ・市は、障がい者（児）福祉サービスの確保と提供体制の強化を図ります。
- ・市は、障がい者の社会参加の促進や就労支援を行うための相談や情報提供、周知啓発を行います。
- ・市は、障がい者団体の活動を支援し、社会参加を促進します。
- ・市は、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携して、障がい者（児）を支援する成年後見制度に関する仕組みづくりに取り組みます。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
障害者福祉サービス（訪問系） 利用件数	1,402	1,343	1,367	障がい福祉の充実とともに、サービスを行う事業者が本市及び近隣市町にも増え、障がい者にとって利便性があることから利用者も増えています。
障害福祉サービス（日中活動系） 利用件数	3,804	4,280	4,576	就労系や生活訓練、生活介護などのサービスの伸びが著しく、障がい者の社会参加の意識が高まっていると思われます。
障害福祉サービス（居住系） 利用件数	1,166	1,213	1,262	施設入所やグループホームで暮らす障がい者の数が増えているが、自立意識の高い障がい者が増えていると同時に在宅生活が難しい重度の障がい者も増えていると思われます。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 障害者福祉サービス受給者（サービスを利用している人）/ 決定者（サービスの資格を有する人）	99.0	成り行き値	99.1	99.2	99.1	99.2	%
		目標値	99.2	99.4	99.6	99.8	
B 障害児福祉サービス受給者（サービスを利用している人）/ 決定者（サービスの資格を有する人）	86.2	成り行き値	86.2	86.2	86.2	86.2	%
		目標値	88.0	90.0	92.0	94.0	
C 就労支援サービス利用者から一般就労へ移行した件数	5	成り行き値	5	5	5	5	件
		目標値	6	7	8	9	

#### ※指標の解説

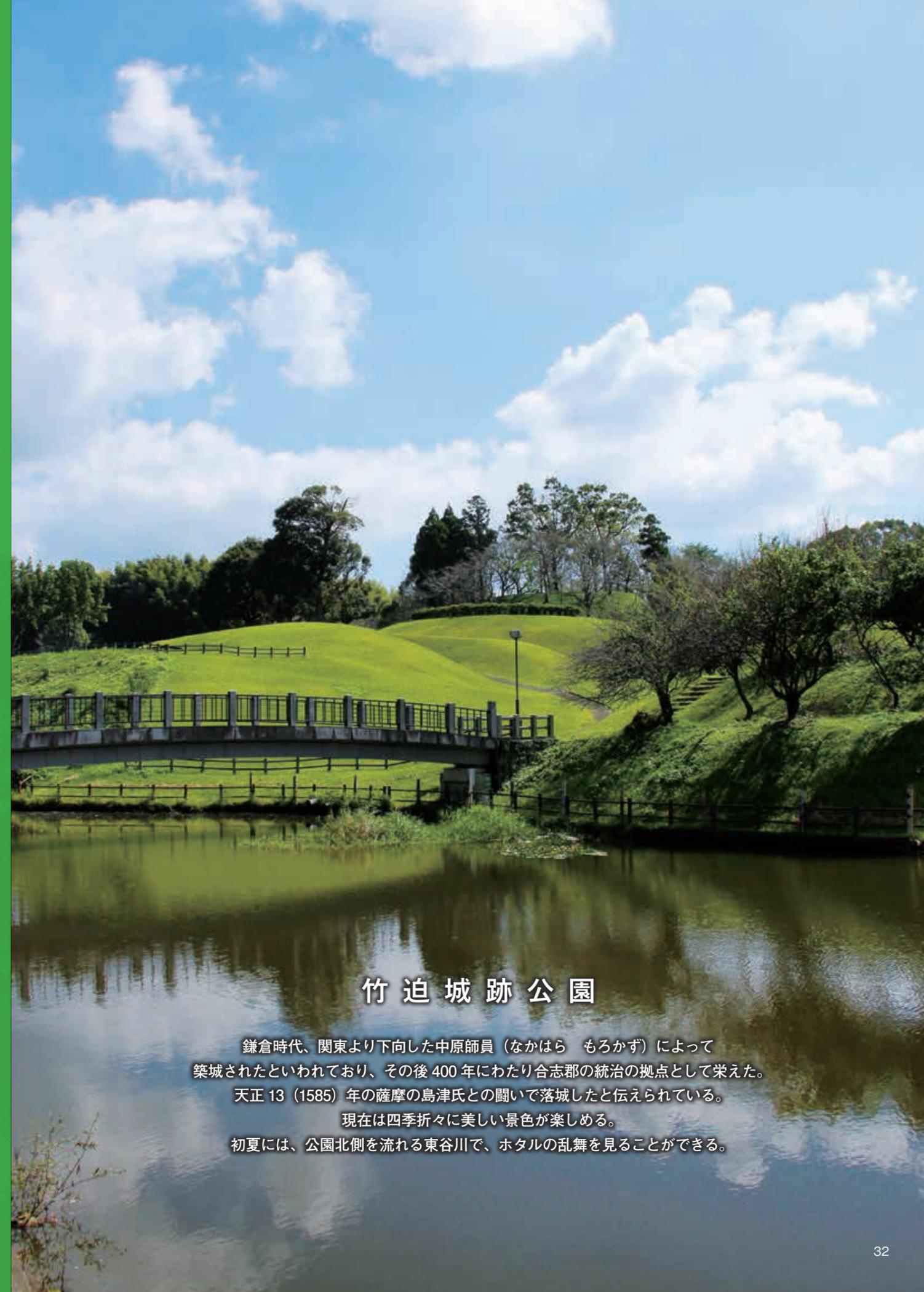
A	障害者福祉サービスの支給決定を受けた者のサービス利用率の成り行き値は、過去の実績から大きな増減なく推移するものとして設定しました。目標値は相談支援体制の充実及び制度の周知により、利用割合は微増に転ずるものとして設定しました。
B	障害児福祉サービスの支給決定を受けた者のサービス利用率の成り行き値は、過去の実績からほぼ横這いで推移するものとして設定しました。目標値は新規の障害児通所支援事業所開設時の適切な助言により、利用割合は微増に転ずるものとして設定しました。
C	就労支援サービス利用者が一般就労へ移行した件数の成り行き値は、過去の実績からほぼ横這いで推移するものとして設定しました。目標値は就労支援サービス事業所との連携の強化により、増加に転ずるものとして設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

★10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

● 施策体系別計画 ●

### 第3章 教育の健康



### 竹迫城跡公園

鎌倉時代、関東より下向した中原師員（なかはら もろかず）によって築城されたといわれており、その後400年にわたり合志郡の統治の拠点として栄えた。天正13（1585）年の薩摩の島津氏との闘いで落城したと伝えられている。現在は四季折々に美しい景色が楽しめる。初夏には、公園北側を流れる東谷川で、ホタルの乱舞を見ることができる。

# 施策 9 義務教育の充実

施策の柱 (31) 学力の向上 (32) 指導力の向上 (33) 徳育の推進 (34) 体育の推進 (35) 食育の推進 (36) 義務教育施設の整備

子どもたちが将来の夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を推進します。また、学校教育を担う教員の資質向上を図りながら、小中一貫教育への取り組みやICT活用による学びの環境整備に努めます。さらに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。併せて、地域との連携により子どもたちの健やかな成長を図ります。

## 全体像

### 目標

【対象】 児童・生徒  
 【意図】 知・徳・体・食のバランスが整い、生きる力を身につけている

### 基本方針

- ・児童生徒は、知、徳、体、食のバランスのとれた生きる力を身に付けます。
- ・中学校区単位での小中一貫教育の推進、充実及び幼保小中連携による児童生徒の健全育成につなげます。
- ・標準学力検査の平均値をさらに高めるとともに、体力向上を図ります。
- ・いじめ・不登校等の発生を抑制します。
- ・目指す児童・生徒像を家庭や地域と共有し、地域力を生かしたコミュニティスクールを進めます。
- ・教育環境整備の充実を図ります。

### 現状

- ・宅地開発により、児童生徒数が増加しています。
- ・分離新設校の整備を行っています。
- ・学校給食については、給食センター方式と学校単独調理場（自校方式）が混在し、単独調理場の老朽化が進んでいます。
- ・学力向上へ取り組んだ結果、総合学力は上がっています。
- ・児童生徒の学習に対する意識や、いじめを許さない意識の高まりは感じられます。
- ・「教育基本計画」の実現のための取り組みを行っています。
- ・指導力向上のため研究指定に取り組んでいることで、指定校の基礎学力は伸びています。
- ・情報モラル等の取り組みの強化により、問題行動は減少しています。
- ・各学校とも休み時間などを利用した体力づくりを行っており、体力は向上しています。
- ・不登校は、年々増加しています。
- ・朝食を食べている児童生徒数の割合は、9割後半を維持しています。

### 課題

- ・児童生徒数の増加への対応及び老朽化した施設等の整備が必要です。
- ・学校給食のあり方の検討が必要です。
- ・新学習指導要領に基づいた研究授業の推進と、体制づくりが必要です。
- ・いじめ不登校対策として、積極的な生徒指導の推進と児童生徒の規範意識の向上が必要です。
- ・早寝早起き朝ごはん運動や、ノーメディアデー等の継続した実施により、生活リズムの確立を図ることが必要です。
- ・教育相談や適応指導教室等により、不登校傾向の児童生徒の早期発見・対応、家庭への支援が必要とされています。

## 市民の役割

- ・保護者は、自宅学習の徹底と生活リズムの確立（早寝早起き朝ごはん運動、ノーメディアデー等）に努めます。
- ・保護者は、PTA活動へ参加します。
- ・地域では、学校で習うことのできない地域文化・芸能等の伝承と子どもの見守りボランティアの実施、強化に努めます。
- ・地域市民やコミュニティは、学校教育への協力（ゲスト・アシスタントティーチャー等）に努めます。

## 行政の役割

- ・学校は、学力・体力の向上と、豊かな心の育成を図る取り組みを強化します。
- ・市は、市雇用の学校教育活動指導員、教育介護補助員、適応指導員、英語講師、学校教育指導員の児童生徒数に合った適正配置の継続した支援を実施します。
- ・市は、教師の資質や児童生徒の生きる力を高める研究指定校の指定、市施策の周知と、各校への浸透を図るために校長会議、教頭会議、教務主任会、研究主任会等の開催による継続した支援を実施します。
- ・市は、いじめ・不登校問題への対応のための生徒指導連絡会議、いじめ不登校対策委員会を定期的に開催します。
- ・市は、県と連携し教職員のレベルアップのための研修等を実施します。

## 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
標準学力検査 (NRT検査) において全国標準値を50とした場合の児童・生徒の総合学力の平均値	54.7	53.9	53.3	各学校で課題を分析し、評価問題の活用や授業改善に取り組んでいるが、学力の二極化が見られ小中学校ともに平均値が伸びていません。
不登校の出現率 (=不登校生徒数/全児童・生徒数×100)	0.9	1.2	1.03	学校での取り組みの成果もあり、不登校者数は減少傾向にあります。
問題行動 (いじめ、暴力等) の発生件数	5	3	5	各学校で定期的にアンケートを実施し、早期発見に努め、情報共有のうえで解消に取り組んだ成果であると考えられます。
体力テスト結果で「A～C」と判定される児童生徒の割合	74.1	77.0	74.6	各学校とも、体力づくり運動などを継続するとともに、運動量の確保に努めていますが、著しい伸びは見られません。

## 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 標準学力検査 (NRT検査) において全国標準値を50とした場合の児童・生徒の総合学力の平均値	53.3	成り行き値	53.3	53.3	53.3	53.3	学力偏差値
		目標値	53.3	53.5	53.7	53.9	
B 不登校の出現率 (=不登校生徒数/全児童・生徒数×100)	1.03	成り行き値	1.1	1.2	1.3	1.4	%
		目標値	1.0	1.0	0.9	0.9	
C 問題行動 (いじめ、暴力等) の発生件数	5	成り行き値	5	5	5	5	件
		目標値	5	4	4	3	
D 体力テスト結果で「A～C」と判定される児童生徒の割合	74.6	成り行き値	74.6	74.6	74.6	74.6	%
		目標値	75.1	75.6	76.1	76.6	
E 全国学力・学習状況調査のアンケートにおいて朝食を食べていると答えた児童生徒の割合	95.8	成り行き値	95.8	95.8	95.8	95.8	%
		目標値	96.0	96.2	96.4	96.6	

### ※指標の解説

A	総合学力の平均値の成り行き値は、平成30年度結果が維持できるものと考え、令和2年度以降各年度53.3と設定しました。目標値は、実績を踏まえ最も高かった平均値53.3%を計画年度内に超えるよう、学力充実の研究指定校制度や学力向上対策委員会の取り組みの更なる充実を図ることにより、令和2年度を53.3%とし、以降各年度0.2ポイント増をめざし設定しました。
B	不登校の出現率の成り行き値は、不登校者数の増加傾向、全国や熊本県の不登校状況を踏まえ、令和2年度以降を、平成30年度結果である1.03%から0.1%づつ増加すると設定しました。目標値は、各学校の取り組みや、適応指導員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の活用を充実させることで、令和2年度を1.0%とし、4年間で出現率を現状値から0.1ポイント減少で設定しました。
C	問題行動を起こした児童・生徒数の成り行き値は、学校での豊かな心の育成に向けた取り組みをはじめ学校と家庭の連携の成果もあり減少してきたが、児童・生徒の増加もあることから、平成30年度結果である5件としました。目標値は、厳しい現実もあるが、関係機関との連携の強化を図り、組織的な取り組みを行うことで令和2年度を5件、以降2年毎に1件の減をめざし、令和5年度を3件と設定しました。
D	体力テストでA・B・Cランク (平均値以上) と判定される児童生徒の割合の成り行き値は、平成30年度結果が維持できるものと考え令和2年度以降各年度74.6%としました。目標値は、令和元年度から小学校部活動の社会体育への移行もあるが、これまでの実績値の推移と各学校の体力向上の取り組みから判断し、令和2年度を75.1%に、これまでどおり校長会をはじめ体育主任会で小中連携の取り組みを強化し、令和2年度以降各年度0.5ポイントの増をめざし令和5年度を76.6%と設定しました。
E	朝食を食べていると答えた児童生徒の割合の成り行き値は、平成30年度結果が維持できるものと考え、令和2年度以降各年度95.8%としました。目標値は、これまでの実績値の推移と、中学校区での「早寝、早起き、朝ごはん運動」の取り組みにより、令和2年度以降各年度0.2ポイントの増をめざし令和5年度を96.6%と設定しました。

## SDGsにおける努力目標

4 質の高い教育をみんなに ★4.1 2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習効果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

1 貧困をなくそう 2 質の高いエネルギーをみんなに 3 健康と長寿をみんなに 5 ジェンダー平等をすすめる 6 安全な水とトイレを世界中に 10 人や国の不平等をなくそう 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう

16 平和と正義をすすめる

# 施策 10

## 生涯学習の推進



施策の柱

(37) 学習の啓発と参加機会の提供 (38) 生涯学習団体の育成 (39) 生涯学習施設(環境)の整備

市民一人ひとりが自己の教養を高め、生きがいをもって豊かな人生をおくることができるよう、様々な学習の場を提供するとともに指導者育成にも取り組みます。市民が安全に利用できる生涯学習施設づくりを進め、施設の効率的な運用に努めます。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市民、市外からの通勤・通学者  
 【意図】 生涯を通じて学習を行っている

#### 基本方針

- ・学習活動に取り組みやすい環境づくりと、学びへの参加のきっかけづくりに努めます。
- ・各施設の計画的な維持管理に努めます。
- ・地域のコミュニティ活動の活性化を図るため、地域学校協働活動を推進します。

#### 現状

- ・市が企画する講座開催数は増加しており、応募者も増加しています。
- ・市民が企画する学習会は取り組みが充実してきており、利用も増加しています。
- ・各施設の老朽化が進んでいます。
- ・施設更新経費や維持管理経費が増加しています。
- ・地域コミュニティの互助・共助の機能が低下しています。
- ・学校と地域の連携・協働の重要性が求められています。

#### 課題

- ・これまで学習に参加できない人の掘り起こしや、多様なニーズに対応した学習機会の充実が必要です。
- ・各施設の計画的な維持管理や更新が必要です。
- ・地域のコミュニティ活動の活性化が必要です。

#### 市民の役割

- ・市民は、学習意欲を持ち、ライフスタイルに合わせ自主的に取り組みます。
- ・地域では、学びを基本としたコミュニティづくりに努めます。
- ・団体は、自立した自主的活動を行います。

#### 行政の役割

- ・市は、学習機会の提供と情報発信を行います。
- ・市は、各施設の安全で安心な施設管理・運営を行います。
- ・市は、各団体や地域における活動の支援を行います。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
目標・目的を持って、実際に生涯学習を行っている人の割合(市民アンケート)	27.2	20.7	36.7	熊本地震後に閉館していた総合センターの復旧工事が終了し、使用可能になったことで、徐々に数値が上がってきていると考えられます。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 月1回以上、生涯学習(学び:文化活動、趣味、レクリエーション活動など)を行っている人の割合(市民アンケート)	36.7	成り行き値	36.7	36.7	36.7	36.7	%
		目標値	37.0	38.0	39.0	40.0	

#### ※指標の解説

A 月1回以上、生涯学習(学び:文化活動、趣味、レクリエーション活動など)を行っている人の割合についての成り行き値は、これまで各種講座などの学習機会におけるのべ参加者数は増加傾向にありますが、関心度の高さや人口増加率に比べ平成30年度の現状値の数値が低いことから、大きな変化はないものと考え、平成30年度の実績値で推移するとして令和5年度を36.7%に設定しました。目標値は、多様な学習ニーズに応えるため、学習を阻害している要因を分析し、学習機会の充実をより一層図っていくことで、令和2年度を37.0%とし、以降各年度1.0ポイントの増を目指し、令和5年度を40.0%と設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

★4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



# 施策 11

## 生涯スポーツの推進

施策の柱

(40) スポーツの啓発と参加機会の提供 (41) スポーツ団体の育成 (42) スポーツ施設(環境)の整備

市民一人ひとりのライフステージに合わせて、いつでも、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。また、計画的な施設の改修に努め、快適に利用できる施設づくりを推進します。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市民、市外からの通勤・通学者  
 【意図】 生涯を通じてスポーツを行っている

#### 基本方針

- ・市民のニーズに対応した、身近で親しみやすいスポーツ環境づくりに努めます。
- ・地域スポーツ振興のコーディネーターであるスポーツ推進委員との協働によりスポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブなどスポーツ団体との連携を図り、小学校部活動の社会体育移行後のフォローアップに努めます。

#### 現状

- ・スポーツをしない理由として「時間がない」などがあげられていますが、健康への関心は高まっています。
- ・市が主催するスポーツイベントにおける参加者の推移は、減少あるいは横ばいの傾向が見られます。
- ・スポーツ施設の数や利用時間帯などにより、希望どおりの利用ができない場合もあります。
- ・小学校部活動が、社会体育に移行しました。

#### 課題

- ・スポーツを始める機会の提供が必要です。
- ・スポーツに親しむための幅広い環境整備が必要です。(談話スペースや託児スペースなど)
- ・市民のニーズをとらえた魅力的なイベントの開催が必要です。
- ・スポーツ実施率などを数値化するなどの見える化が必要です。
- ・地域スポーツの振興を図るため、地域課題に関する情報収集とその共有が必要です。
- ・安全安心に使用できる効率的な施設整備が必要です。
- ・小学校部活動の社会体育移行に伴い、指導者等の人材確保が必要です。

#### 市民の役割

- ・市民は、健康の保持・増進のため、主体的にスポーツ活動に取り組みます。
- ・地域は、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

#### 行政の役割

- ・市は、スポーツ機会の提供と情報発信を行います。
- ・市は、各施設の安全で安心な施設の管理・運営を行います。
- ・市は、利用しやすい環境整備を検討します。
- ・市は、スポーツ推進委員との協働により、各団体や各地域における活動の支援や魅力あるスポーツイベントの充実を図ります。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
目標・目的を持って、スポーツを行っている人の割合(市民アンケート)	35.6	32.8	35.1	地震の影響がありましたが、施設が復旧したことにより、スポーツに親しむ市民の割合が少しずつ回復したと考えられます。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 月1回以上、スポーツを行っている人の割合(市民アンケート)	35.1	成り行き値	35.3	35.5	35.7	35.9	%
		目標値	36.0	37.0	38.0	39.0	

#### ※指標の解説

A 月1回以上、スポーツを行っている人の割合の成り行き値は、平成30年度までのアンケート結果の推移から微増すると考え、令和5年度を35.9%と設定しました。目標値は、市民の健康づくり事業の推進と併せ、生活習慣病の予防やストレス発散、体力の向上など心身の健康の保持増進に資するため、よりスポーツに親しむ環境づくりを推進していくことで令和2年度を36.0%とし、以降各年度1.0ポイントの増を目指し、令和5年度を39.0%と設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

★4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。



# 施策 12

## 人権が尊重される社会づくり

施策の柱

(43) 人権尊重についての理解と相談体制の充実 (44) 人権教育啓発活動実践の推進 (45) 男女共同参画社会の実現

人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進します。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市民、市外からの通勤・通学者  
 【意図】 人権が尊重されている

#### 基本方針

- 人権問題（部落差別・ハンセン病・女性・子ども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・インターネット・LGBTQ等）に対する正しい理解と認識を深め差別の解消と人権尊重を推進します。

#### 現状

- 「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」が制定され、地方自治体の人権問題解消のための施策に取り組む責務が謳われました。
- 「第3次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし」を策定しました。
- 「人権意識に関する市民アンケート調査」を基に、「市人権教育・啓発基本計画」の第2次改訂を行いました。
- 菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想の具体的な取り組みの検討を進めています。
- 社会情勢の多様化により、LGBTQ等の新たな人権問題も発生しています。
- 国際化が進む中で、外国籍の市民が増加しており、外国人への人権侵害が懸念されます。
- インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷等の人権侵害が社会問題化しています。

#### 課題

- 人権問題（部落差別・ハンセン病・女性・子ども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・インターネット・LGBTQ等）を解消し、人権尊重の意識向上に取り組むことが必要です。
- 学校をはじめとする関係機関との連携を深めることが必要です。
- 男女共同参画社会づくりについて、変化する社会情勢にあわせた啓発が必要です。

#### 市民の役割

- 市民は、人権について理解を深め、人権を尊重する社会づくりの担い手となります。
- 市民は、人権問題を自らの問題として認識し、解消に向けて行動します。
- 事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを整備します。
- 事業所は、性別・年齢に関係なく共に働きやすい職場づくりに努めます。
- 市民、事業所、地域、団体は、性別にとらわれず個人として能力が発揮できる機会を確保していきます。
- 事業所、地域、団体は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設けます。

#### 行政の役割

- 市は、人権教育・啓発を学校をはじめとする関係機関と連携して進めます。
- 市は、社会教育（生涯学習）、学校教育での人権教育・啓発の取り組みを充実させ、推進します。
- 市は、人権相談の体制を整えます。
- 市は、人権教育・啓発を行う地域や団体の活動を支援します。
- 市は、警察、民生委員、学校、児童相談所、その他関係機関との連携による虐待防止対策に取り組みます。
- 市は、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を推進していきます。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合（市民アンケート）	12.7	15.1	12.7	インターネットやマスコミ報道等による人権に関する意識の高まりの中で、啓発・教育事業の成果が表れたのではないかと考えられます。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 過去1年間で人権侵害を受けていないと思っている人の割合（市民アンケート）	85.8	成り行き値	85.8	85.8	85.8	85.8	%
		目標値	86.0	86.1	86.2	86.3	

#### ※指標の解説

A 過去1年間で人権侵害を受けていないと思っている人の割合について、成り行き値は、平成30年度の実績を踏まえて、令和5年度で85.8%と設定しました。  
 前期基本計画に引き続き、「人権教育研究大会」「人権フェスティバル」「ハンセン病問題啓発事業」、「出前人権学習会」「啓発チラシの全戸配布」等による人権啓発教育の取り組みにより、人権問題解決の理解が深まると考え、目標値を令和5年度で86.3%と設定しました。  
 なお、セクハラ・パワハラ等が人権問題として受け入れていなかった市民が、啓発教育やマスコミ報道等により、それらの事象が人権侵害であると認識し、「人権侵害を受けた」と回答する市民も増えると想定できることから、年度ごとの目標値を0.1%の上昇としています。

#### SDGsにおける努力目標

★10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。



# 施策 13

## 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

施策の柱 (46) 歴史・伝統・文化（文化財を含む）の保護と継承

地域の伝統・文化・芸能を知り学ぶことを通して、郷土を知り、郷土を誇りに思う市民の郷土愛の醸成に努めます。また、古くから語り伝えられてきた伝統・文化・芸能は市民の宝であり、伝承していくための後継者育成に取り組みます。

### 全体像

- 目標** 【対象】 市民や市の出身者
- 【意図】 合志市の歴史、伝統文化に対する愛着をもつ

- 基本方針**
  - 市民に分かりやすい文化財の情報発信の充実を図ります。
  - 文化財保護委員と連携し、歴史資料館の活性化及び文化財の点検・保護に努めます。
  - 伝統文化の保存・継承・育成に向けて、地域並びに関係団体との連携・支援を図ります。

- 現状**
  - 歴史資料館の展示方法、来館者の増加促進など歴史資料館の充実が求められています。
  - 収蔵物の保管場所が不足しています。
  - 指定文化財の標柱、説明板等の老朽化による腐食や損傷が進み、分かりづらくなっています。
  - 保存・継承を行う団体の後継者問題等により、伝統的郷土芸能の存続が危ぶまれています。
  - 所有者の高齢化や世代交代等により文化財への意識の希薄さが見られます。

- 課題**
  - 歴史資料館を中心とした文化財を活用するための仕組み作りが必要です。
  - 収蔵物の保管先の確保が必要です。
  - 市民に分かりやすい文化財の情報発信と一層の環境整備が必要です。
  - 活動団体が主体的かつ持続可能な活動支援が必要です
  - 文化財保護委員をはじめ、文化財の活用を担う人材の育成が必要です。

### 市民の役割

- 市民は、文化財を次の世代に継承します。
- 地域は、地域づくりと一体となった文化財の活用と後継者育成に努めます。
- 企業や事業者は、地域行事への参加による協力を行います。

### 行政の役割

- 市は、適正な文化財の保護、保存に努め、積極的な活用を図ります。
- 市は、情報発信の充実と学習機会の提供に努めます。
- 市は、小中学生の、郷土に対する理解を深めます。
- 市は、伝統文化を継承する団体との連携を図ります。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
合志市の歴史、伝統文化に触れている市民の割合(市民アンケート)	41.1	40.3	52.2	熊本地震により、総合センター「ヴィーブル」が復旧工事期間中、歴史資料館も閉館していたが、平成30年4月に再開したことで歴史等に触れる機会が増えたことが考えられます。
合志市を郷土として愛着を感じていると答えた市民の割合(市民アンケート)	74.6	67.8	45.0	カタルバの樹の漫画本作成で愛着を感じる市民が増えたと思われるが、地震後の転入者増加により、郷土としての愛着を感じるまでには至っていないと考えられます。
合志市を郷土として誇りを持っていると答えた市民の割合(市民アンケート)	62.3	57.5	35.2	カタルバの樹の漫画本作成で愛着を感じる市民が増えたと思われるが、地震後の転入増加により、郷土としての誇りを持つまでには至っていないと考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 合志市の歴史、伝統文化に興味を持っている市民の割合(市民アンケート)	52.2	成り行き値	52.2	52.2	52.2	52.2	%
		目標値	52.5	53.0	53.5	54.0	
B 歴史、伝統文化を通して合志市に愛着を感じている市民の割合(市民アンケート)	45.0	成り行き値	44.9	44.8	44.7	44.6	%
		目標値	45.5	46.0	46.5	47.0	

#### ※指標の解説

- A 合志市の歴史、伝統文化に興味を持っている市民の割合の成り行き値は、人口の増加は見込めるものの関心度についての大幅な増加は見込めないため、平成30年度の現状値で推移すると設定しました。目標値は、歴史資料館やまちめぐりふるさと探訪バスなどの内容充実に努め、市民に分かりやすい文化財の情報発信を図ることで令和2年度を52.5%とし、以降各年度0.5ポイントの増を目指し、令和5年度を54.0%と設定しました。
- B 歴史、伝統文化を通して合志市に愛着を感じている市民の割合の成り行き値は、人口の増加に伴い地元への愛着心については希薄化していく社会が進むととらえ、平成30年度の現状値よりも微減傾向で推移すると設定しました。目標値は、地域づくりと一体となった文化財の活用や特に小中学生の郷土に対する理解を深めることで、郷土の再発見をしてもらう機会が増えることを踏まえ、令和2年度を45.5%とし、以降各年度0.5ポイントの増を目指し、令和5年度を47.0%と設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

11 住み続けられるまちづくりを

★ 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

4 質の高い教育をみんなに

● 施策体系別計画 ●

第4章  
生活環境の健康

### 菊池恵楓園の希望の鐘

ハンセン病療養所である菊池恵楓園内に設置されている希望の鐘。  
治療を終えた入所者が社会復帰のため、園を退所する際に鳴らしていた。  
鳴り響く鐘の音は、退所者の希望ある未来を願うものであり、  
入所者が社会復帰への希望を見出す音だった。  
昭和26年から昭和35年ごろまで使用されていたが、老朽化したため、  
当時の鐘は社会交流会館に展示しており、現在の鐘は平成29年に佐賀県より寄贈された。

希望の鐘  
寄贈 佐賀県



# 施策 14

## 危機管理対策の推進

施策の柱 (47) 危機管理対策

国民保護計画に基づく総合的な国民保護対策の推進を図るとともに、市危機管理対策基本方針に基づき、新型ウィルス等の感染症対策など、市民生活の安全を脅かす危機への対応をめざします。

### 全体像

#### 目標

- 【対象】**
- 市内全域（財産）と市民
  - 自然災害以外のあらゆる危機
- 【意図】**
- 危機に備えることができる
  - 対応できている

#### 基本方針

- 市国民保護計画に基づき、国民保護措置を総合的に実施します。
- 新型インフルエンザ等の発生による緊急事態に適切に対応するために、県からの情報収集に努め、体制の整備を目指します。

#### 現状

- 市国民保護会議を毎年開催しています。
- 国際大会などに起因する武力攻撃事態等が発生しています。
- 近隣国際情勢が悪化しています。
- 新型インフルエンザ等の感染症が発生しています。

#### 課題

- 武力攻撃事態等に対する市民への速やかな情報発信や避難を行う為、国・県との連携が必要です。
- 武力攻撃事態等に対する市民の日頃からの情報収集行動や、避難訓練等の理解や協力が必要です。
- 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく事業の実施が必要です。

#### 市民の役割

- 市が国民保護措置の協力を要請する時、市民は必要な協力をします。
- 緊急事態に備えメディア、防災無線、防災メール等の情報収集に努めます。

#### 行政の役割

- 市は、武力攻撃事態等を想定した複数の国民保護避難実施要項を作成します。
- 市は、緊急事態等の発生に対し、防災無線・防災メール等による情報伝達を行います。
- 市は、新型インフルエンザ等の発生に際し、市民への予防接種を行います。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
健康危機（強毒性の新型インフルエンザ）に備えて、日頃からメディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合（市民アンケート）	64.2	65.1	45.6	SNS等の普及により、情報と繋がっている人は増えていられるが、近年は新型インフルエンザ等の流行も発生していないので、努めて情報収集している市民は少なくなっているものと思われる。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 新型インフルエンザ等に関して、日頃から情報収集を行っている市民の割合（市民アンケート）	45.6	成り行き値	46.0	46.0	46.0	46.0	%
		目標値	46.0	47.0	48.0	50.0	
B 市内18歳以上の人口に対する防災メール登録者の割合	4.0	成り行き値	4.0	4.0	4.0	4.0	%
		目標値	4.0	5.0	6.0	7.0	

#### ※指標の解説

A	新型インフルエンザ等に備えて、日頃からメディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合は、平成21年度の豚由来の新型インフルエンザ流行の際には関心が高かったのですが、近年は新型インフルエンザ等の流行が無く市民の関心も薄れていることから、成り行き値は平成30年度の現状値に基づき46.0%としました。目標値は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、今後も新たな新型インフルエンザ等の発生に備え、日ごろからの予防対策を進めることで、市民の意識向上につながるものとして、令和5年度には50.0%を設定しました。
B	「危機に対して備えができている」市民を、市からの情報を積極的に収集するようにしている市民と捉え、防災メール登録者の割合としました。成り行き値は、平成30年度の現状値をもとに4%としました。目標値は危機管理意識の向上を図りながら、併せて防災メール登録を促進し、毎年1%の増を目標値としました。

#### SDGsにおける努力目標

3 すべての人に健康と福祉を

★3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

8 働きがいも経済成長も

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任 つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも守ろう

17 パートナーシップで目標を達成しよう



# 施策 15

## 防災対策の推進

施策の柱 (48) 災害予防対策 (49) 災害応急対策 (50) 災害復旧対策

市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害に対する迅速な応急対策と復旧対策がとれる体制の整備に努めます。また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市内全域と市民、企業等  
 【意図】 災害等から生命や財産を守る

#### 基本方針

- ・自然災害発生に対する備えと、自助・共助・公助による防災体制の強化に努めます。
- ・全行政区での自主防災組織の設立と、地区防災計画書の策定を目指します。

#### 現状

- ・避難行動要支援者名簿の作成を行い、自治会等に提供しています。
- ・防災訓練や防災講習会を実施しています。
- ・異常気象により、災害発生の危険度が高まっています。
- ・南海トラフ地震を含め、今後30年以内に発生する震度5弱以上の地震の確率が增大しています。
- ・防災拠点施設の整備、並びに防災用品を備蓄しています。
- ・防災行政無線での情報が伝わりにくい地域があります。
- ・全地区への自主防災組織の設置を目指しています。

#### 課題

- ・避難行動要支援者名簿を活用していない地区に関して啓発が必要です。
- ・大規模災害を想定した行政区ごとの防災への取り組みが必要です。
- ・家庭における防災意識の向上が必要です。
- ・災害時の多種多様な情報伝達手段が必要です。
- ・自主防災組織の設置率向上を図ることが必要です。

#### 市民の役割

- ・市民や地域は、自助・共助の精神に基づく備えや地域の活動に取り組みます。

#### 行政の役割

- ・市は、防災行政無線設備等に係る整備を行い情報伝達の最適化を図ります。
- ・市は、自助・共助・公助の精神に基づいた取り組みを推進します。
- ・市は、地域防災計画書（災害予防、災害応急対策、災害復旧）に基づいた取り組みを行います。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合（市民アンケート）	55.9	47.3	48.0	熊本地震から3年が経過し、防災意識の薄れも考えられたが、各地で自然災害が発生しているため、防災に取り組む家庭が増えていると考えられます。
職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合（市民アンケート）	36.0	36.2	38.6	熊本地震から3年が経過し、防災意識の薄れも考えられたが、各地で自然災害が発生しているため、共助の部分への取り組みが増えていると考えられます。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合（市民アンケート）	48.0	成り行き値	48.0	48.0	48.0	48.0	%
		目標値	48.5	49.0	49.5	50.0	
B 職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合（市民アンケート）	38.6	成り行き値	38.6	38.6	38.6	38.6	%
		目標値	40.0	43.0	46.0	50.0	
C 自主防災組織率	82.5	成り行き値	90.0	90.0	90.0	90.0	%
		目標値	92.5	95.0	97.5	100.0	

#### ※指標の解説

A	家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合の成り行き値は、熊本地震の記憶の風化もありますが、平成30年度市民意識調査の結果をもとに令和5年度までこのまま推移すると設定しました。目標値は南海トラフ地震、異常気象の多発、台風の大型化、阿蘇山の噴火などに備えた防災意識の高まりと、今後も僅かながらも増加の傾向を示すと考え、平成30年度の現状値を踏まえ、令和5年度50%と設定しました。
B	職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合の成り行き値は、平成30年度の現状値のまま推移すると考え、令和5年度まで38.6%で設定しました。目標値は、住民の防災意識の高揚に向けて、自主防災組織・消防団等への参加と地区防災計画に沿った防災訓練への参加などを行うことで、令和5年度の目標値を50%として設定しました。
C	災害時、自分の命は自分で守ると考えた場合、自助・共助が必要です。地域での自主防災組織の取組みは共助の部分的分担し防災対策の要となることから、自主防災組織の設置率を防災対策の推進に関する指標にしました。平成30年度の自主防災組織設置率は82.5%となっており、成り行き値は令和元年度に90%に達した後はそのまま推移すると設定しました。目標値は、地区防災計画の策定と同時に設立を促進し、少しずつ設立が増え令和5年度で100%に達すると設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

★13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



# 施策 16

## 交通安全対策の推進

施策の柱

- (51) 交通安全意識の高揚
- (52) 交通事故防止対策の推進

交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。また、交通安全施設の整備を進めます。

### 全体像

#### 目標

- 【対象】 市民、市内道路の利用者
- 【意図】 交通事故にあわない、起こさないようにする

#### 基本方針

- 市民や熊本北合志警察署をはじめとする関係機関と連携した交通安全運動に取り組み、特に高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通安全対策を推進します。

#### 現状

- 高齢者の歩行中や運転中の交通事故が増加しています。
- 朝夕の通勤時に渋滞を避け、生活道路内を速度超過で通過する車があります。
- 交通法規を守らない運転者、歩行者がいます。
- 消えかかって認識しづらい道路標識や横断歩道、区画線など引き直しの要望が増加しています。

#### 課題

- 高齢者及び児童・生徒の交通安全教室の開催や、啓発活動の実施が必要です。
- 高齢者ドライバーへ免許返納を含めた安全運転対策が必要です。
- 消えかかった道路標示標識、横断歩道、区画線等の早急な対応が必要です。

#### 市民の役割

- 市民は、交通安全に関する意識を高め、交通法規を遵守します。
- 市民、団体は、小中学校児童生徒の登下校中の見守りや指導を行います。
- 市民、地域は、生垣等が交通の障害とならないよう歩道や道路へのはみ出しを防止します。
- 事業所は、社用車の安全運行に努めるとともに社員の交通安全意識の向上を図ります。

#### 行政の役割

- 市は、交通安全教室の開催や啓発活動を行い交通安全意識の向上を図ります。
- 市は、交通安全に関する環境の整備を行います。
- 市は、熊本北合志警察署をはじめとする関係機関と連携し、交通安全運動、交通安全対策を推進します。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
交通事故発生件数(人身事故)	196	195	175	警察、行政、市民及び関係機関との連携による交通安全活動により交通事故発生数の減少につながりました。
交通事故死者数(市民数)	1	0	1	市内人口の増加と、通勤ルートとして通過する車両の多さを考えると、最小限に推移していると考えられます。
市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数(人口1万人あたり)	35.6	29.4	29.0	自動車メーカーの安全対策や、事故防止活動などにより、交通事故の減少につながっていると考えられます。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 市内の交通事故発生件数(人身事故)	175	成り行き値	175	175	175	175	件
		目標値	165	160	155	150	
B 市内の交通事故死者数(市民数)	1	成り行き値	1	1	1	1	人
		目標値	0	0	0	0	
C 市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数(人口1万人あたり)	29	成り行き値	29	29	29	29	件
		目標値	28	27	26	25	

#### ※指標の解説

A	交通事故発生件数の成り行き値は、ここ数年交通事故発生件数が減少傾向にあるものの、今後も人口は増加することが見込まれることから、平成30年の現状値とほぼ増減はないものと見込み令和5年までの数値を175件としました。目標値は、地域の人たちによる交通安全ボランティアの取り組みの促進、交通安全教育の実施、交通安全施設の整備充実、警察との連携強化による交通規制の強化を図ることで、減少できると考えますが、人口、交通量の増加を考慮に入れ、毎年5件の減を目標に令和5年の目標値を150件と設定しました。
B	交通事故死者数の成り行き値は、平成30年の現状値1人を基準に令和5年まで横ばいで推移すると設定しました。目標値は、交通安全教育の徹底、交通安全施設の充実、警察との連携強化によるシートベルト、ヘルメットの着用、免許自主返納の呼びかけなど、徹底して実施することにより死亡者を0人にすると設定しました。
C	市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数(人口1万人あたり)の成り行き値については、平成30年の現状値とほぼ増減はないものと見込み令和5年までの数値を29件としました。目標値は、交通事故件数の減少、人口、交通量の増加を考慮に入れ、毎年1件の減を目標に令和5年の目標値を25件と設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

3 すべての人に健康と福祉を

★3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

4 質の高い教育をみんなに

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

11 住み続けられるまちづくりを



# 施策 17

## 防犯対策の推進

施策の柱

(53) 防犯意識の高揚と地域防犯対策 (54) 防犯に関する環境整備 (55) 消費者保護の充実

犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市内全域と市民、観光客等  
 【意図】 犯罪被害にあわない、起こさないようにする

#### 基本方針

- 犯罪被害にあわない、犯罪を起こさせないまちを目指して、自主防犯組織の再編成と自主防犯意識の高揚を推進し、見守りカメラや防犯灯の設置、適正な空家対策など犯罪の起きにくい環境整備を進めます。また、犯罪未然防止の為の情報発信やインターネット、SNS の利用に関する啓発を行います。

#### 現状

- 熊本市北区と合志市の防犯組織構成に違いがあります。
- 児童生徒への声掛け事案が増加しています。
- 屋外でたむろするような若者をパトロール中に見かけることは減少しています。
- メールやインターネット、電話、訪問等による特殊犯罪など手口が巧妙化してきています。
- 市内の刑法犯認知件数は年々減少しており、放置自転車の処理件数も減少傾向にあります。
- 犯罪の温床となる可能性がある空家対策に取り組んでいます。
- 消費生活センターには多くの相談が寄せられ、増加傾向にあります。

#### 課題

- 自主防犯団体の再編成と地域での見守りパトロールなど自主防犯意識を高める必要があります。
- 犯罪が多発する場所においては犯罪を抑制する為の環境整備が必要です。
- 高齢者に対する犯罪やインターネット・SNS で犯罪に巻き込まれなくする啓発が必要です。
- 自転車の施錠対策が必要です。
- 空き家等が管理不全とならない対策が必要です。

#### 市民の役割

- 市民は、地域の防犯活動に協力します。
- 市民は、近隣住民や子どもへの声掛けと挨拶を行います。
- 市民は、自ら被害にあわないよう地域の危険個所の情報共有を行い日頃から犯罪抑止に取り組めます。
- 地域は、市民の安全を守る為、見守り活動を行います。

#### 行政の役割

- 市は、犯罪の起きにくい環境の整備を行います。
- 市は、自主防犯団体の再編成の支援を行い、市防犯協会の再構築を行います。
- 市は、熊本北合志警察署をはじめとする関係機関等と連携を図り、犯罪に関する教育、見守りパトロールや犯罪情報の発信・相談などを行います。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
刑法犯認知件数	180	151	158	全国的に減少傾向にあるが、近年は自転車盗難などが増えてきています。
犯罪被害にあうかもしれない不安を持たない人の割合(市民アンケート)	46.8	49.9	54.7	熊本北合志警察署の新設による安心感の増加だと考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 刑法犯認知件数	158	成り行き値	158	158	158	158	件
		目標値	156	155	154	153	
B 犯罪被害など治安に不安を持たない人の割合(市民アンケート)	54.7	成り行き値	54.7	54.7	54.7	54.7	%
		目標値	57.0	58.0	59.0	60.0	
C 防犯団体を設置している行政区の割合	26.7	成り行き値	26.7	26.7	26.7	26.7	%
		目標値	29.0	30.2	31.4	32.6	

#### ※指標の解説

A 刑法犯認知件数の成り行き値は、長期的には減少傾向にあるものの、平成29年(151件)との比較では7件ほど増加しています。令和元年には合志市に大型集客施設も立地し人の流れも多くなるなど犯罪的には悪化の要因とされる地域的特色も見られるが、全国的にも刑法犯認知件数は減少していることから、平成30年を基に横ばい状態で推移すると設定しました。目標値は、人口の増や大型商業施設の立地等の要因はあるが、市民一人ひとりの防犯意識を高めたり、自主防犯組織(平成30年度末現在23団体)のさらなる拡充を図るとともに、防犯灯の設置、警察との連携強化などにより、毎年1件の減を目標値としました。

B 犯罪被害など治安に不安を持たない人の割合の成り行き値は、犯罪の低年齢化などの影響を考慮し、平成30年度の現状値とほぼ同じ水準で推移すると見込み54.7%と設定しました。目標値については、自主防犯組織の拡充、防犯灯の設置、見守りカメラの設置や警察との連携強化に取り組むとともに、このような取り組みを市民に周知し、不安感の軽減を図ることで、毎年1%の増を目標に令和5年度の目標値を60%に設定しました。

C 防犯対策を推進する上で各地区防犯団体の果たす役割は大きく、平成30年度に熊本北合志警察署に管轄が移り、新たな防犯協会も設立されました。高齢化や人材不足で存続が危ぶまれる防犯団体も出てきているので、各行政区での防犯団体の新設・再構築を含め、防犯団体を設置している行政区の割合を防犯対策の推進の指標としました。成り行き値は、平成30年度(23団体)を基に横ばいと設定し、目標値は毎年1団体の増を目標値としました。

#### SDGsにおける努力目標

★ 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。



施策 18  
住環境の充実

施策の柱

(56) 環境衛生の充実 (57) 公営住宅の充実 (58) 公園など身近な住環境の整備とみどりの保全

人と自然の共生をめざして、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域が協働で取り組んでいきます。また、都市公園や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持・整備等を推進し、加えて増加する空き家等の対策を講じ、快適な住環境の確保を図っていきます。

全体像

目標

【対象】 市民  
【意図】 快適な住環境で暮らすことができる

基本方針

- ・美しいまちづくり条例に基づき美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図ります。
- ・快適な住環境をめざし、公園等の公共施設の計画的な整備や更新に努めます。
- ・空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を推進します。

現状

- ・築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しています。
- ・市営住宅の居住者は入居期間が長期化し、高齢化が進んでいます。
- ・市民一人当たりの公園面積は、国の目標値を僅かに上回っています。
- ・悪臭や焼却による煙等の問題は条例等で規制しています。
- ・空き家の管理不全による火災や犯罪の温床が危惧されます。

課題

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修や維持管理が必要です。
- ・公園等の計画的な整備が必要です。
- ・より良い住環境にしようという意識の啓発が必要です。
- ・ごみ等のポイ捨てや焼却に対する規制対策の充実が必要です。
- ・荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理が必要です。
- ・増加傾向にある空き家対策の推進が必要です。

市民の役割

- ・市民は、良い住環境になるよう意識して行動します。
- ・市民は、公園等の公共施設を大切に利用します。
- ・市民は、所有する建物等の適正な管理保全を行います。
- ・地域では、公共施設の維持管理等に積極的に協力します。

行政の役割

- ・市は、市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための啓発、指導を行います。
- ・市は、市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行います。
- ・市は、公害の防止のため、法令等に基づき適切な指導を行います。
- ・市は、住環境を保全するため空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を行います。
- ・市は、空き家予備軍となる可能性がある高齢者への勉強会等を行います。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
よい住環境であると答えた市民の割合(市民アンケート)	92.7	92.0	91.8	良好な住環境を意識した市民の取り組みが実行されていることや、公共施設の適正な維持管理が行われていることが考えられます。

今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A よい住環境であると感じる市民の割合(市民アンケート)	91.8	成り行き値	91.6	91.5	91.4	91.3	%
		目標値	92.0	92.1	92.2	92.3	

※指標の解説

A よい住環境であると感じる市民の割合は、平成30年度の実績値では高い水準にあります。公園等施設の老朽化やそれぞれの価値観等の違いによる騒音、悪臭等への苦情はなくなると想定すると、成り行き値は微減すると考え、設定しました。目標値については、今後、公共施設の維持管理を適正に行い、市民との協働を進めることによって、よい住環境を維持できると考え、微増を目標に設定しました。

SDGsにおける努力目標

★11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

# 施策 19

## 水環境の保全

施策の柱 (59) 地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から地下水のかん養を促進します。また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組みます。

### 全体像

**目標** 【対象】 地下水、河川  
【意図】 良好な水質を保つ

**基本方針**

- ・節水や地下水かん養を促進します。
- ・地下水の汚染を未然に防止します。

**現状**

- ・給水人口の増加に伴い、地下水の取水量も増加傾向にあります。
- ・雨水タンク設置補助事業を行うとともに、新築時には雨水浸透柵設置を要請しています。
- ・水環境保全のため、地下水保全総合計画の行動計画により、地下水採取者へのかん養促進等を行っています。

**課題**

- ・地下水かん養の実践につながる効果的な啓発事業が必要です。
- ・硝酸性窒素対策として、適正施肥、家畜排せつ物の適切な管理及び利活用が必要です。

### 市民の役割

- ・市民は、新築住宅には雨水浸透柵を設置します。
- ・市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組みます。
- ・地下水採取者は、節水を心掛け、採取量を毎年報告します。
- ・耕種農家と畜産農家は連携を図り、適正な堆肥処理に努めます。

### 行政の役割

- ・市は、節水や地下水かん養の啓発に努めます。
- ・市は、河川や地下水の調査や水質検査を行います。
- ・市は、硝酸性窒素の低減対策に努めます。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
市内河川のBOD(測定地点)基準達成箇所数/測定地点数×100	→ 100.0	→ 100.0	→ 100.0	下水道の普及により河川の水質が維持できています。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 市内河川のBOD(測定地点)基準達成箇所数/測定地点数×100	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	%
		目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	
B 上水道水源地の水質基準達成箇所数/測定した水源地数×100	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	%
		目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	

### ※指標の解説

A	市内河川の測定地点のBOD基準を達成した箇所の割合は、すべての箇所で達成しています。今後も生活排水の垂れ流しや、堆肥の野積み等の禁止の徹底などにより、成り行き値、目標値ともそれを現状で維持できるものとして設定しました。
B	上水道水源地の水質基準達成箇所数の割合については、定期的に水質検査を行うことにより、成り行き値、目標値ともに、現状を維持することができるものと考え、100%と設定しました。

### SDGsにおける努力目標

★ 6. b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



# 施策 20

## 水の安定供給と排水の浄化

施策の柱

(60) 水の安定供給 (61) 排水の浄化

安全安心な水道水を安定して供給するため、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画的に行います。また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業経営に努めます。

### 全体像

#### 目標

- 【対象】 ・上水道施設 ・下水道施設
- 【意図】 ・良質な水を安定して供給する  
・家庭などからの排水を適正に浄化する

#### 基本方針

- 【水道】
- ・配水施設の計画的な整備と良好な水源の確保を行います。
  - ・基幹施設の改修や更新、耐震化を進めます。
  - ・地下水かん養や節水の推進を図ります。
- 【下水道】
- ・下水道経営戦略に沿って経営基盤の強化と経営の合理化に努めます。
  - ・下水道ストックマネジメント計画に沿って、計画的な維持管理・更新・長寿命化・耐震化を図ります。
  - ・適正に排水を浄化し、排水基準を遵守しながら、良好な放流水質を維持します。
  - ・水洗化へ向けた普及啓発を行い、より一層の排水の浄化に努めます。

#### 現状

- 【水道】
- ・水道施設の機能保全及び整備強化に努め、低廉で良質な水を安定的に提供しています。
  - ・人口増加に伴い、年間使用水量は増えています。
- 【下水道】
- ・汚水を適切に浄化処理し、水質汚濁を防止するとともに自然環境を保全しています。
  - ・施設の老朽化が進んでいます。
  - ・施設の耐震化ができていません。
  - ・汚水処理人口普及率は99.2%と高い数字となっていますが、一部未接続の世帯があります。
  - ・公営企業会計に移行しましたが、事業収支は赤字が続いています。

#### 課題

- 【水道】
- ・老朽化した水道施設及び配水管の計画的な改修や更新が必要です。
  - ・地下水かん養のための啓発や節水の推進が必要です。
- 【下水道】
- ・現在、下水道処理区域外も含めたトータルな水洗化へ向けた取り組みが必要です。
  - ・施設老朽化の対策が必要です。
  - ・熊本地震の経験を踏まえ、施設を耐震化する必要があります。
  - ・経営基盤の強化が必要です。

#### 市民の役割

- 【水道】
- ・市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組みます。
- 【下水道】
- ・市民、事業所等は、下水道を正しく理解し、利用します。
  - ・飲食店などは、設置された除害施設※を正しく管理します。
  - ・特定事業所は、定期的な汚水の水質検査を行い、汚水の排水基準を守ります。
  - ・市民、事業所等は、使用料の口座振替制度を活用し、経費を抑える取り組みに協力します。

#### 行政の役割

- 【水道】
- ・市は、配水池や水源を整備し、老朽化した配水管の敷設替えを計画的に行います。
  - ・市は、節水や地下水かん養の啓発を行います。
- 【下水道】
- ・市は、下水道を正しく利用してもらうための啓発に努めます。
  - ・市は、除害施設※の管理に関する指導・監督を行います。
  - ・市は、特定事業所へ定期的な水質検査を行います。
  - ・市は、適切な維持管理と計画的な更新を行い、良好な放流水質を維持します。
  - ・市は、持続的・安定的な下水道サービス事業に努めます。

※【注釈】除害施設とは、工場や事業場からの排水のうち、下水道施設の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
上水道施設の故障による断水回数	0	1	0	上水道施設の設備機器保守点検業務、電気保安管理業務を実施し、上水の供給能力を健全に維持することにより施設の故障を未然に防いだことが考えられます。
上水道水源の水質基準達成箇所数/測定した水源地数×100	100	100	100	水源施設の設備機器保守点検業務、電気保安管理業務を実施し、施設を適正に管理することにより、水質を基準内に収めることができたことが考えられます。
下水道放流水の水質基準達成回数/検査回数×100	100	100	100	汚水処理場の施設管理業務、電気保安管理業務を実施し、処理場を適正に管理することにより、放流水を水質基準内に収めることができたことが考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 上水道施設の故障による断水回数	0	成り行き値	2	2	2	2	回
		目標値	0	0	0	0	
B 上水道水源の水質基準達成箇所数/測定した水源地数×100	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	%
		目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	
C 下水道放流水の水質基準達成回数/検査回数×100	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	%
		目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	

#### ※指標の解説

- A 上水道施設の故障による断水回数の成り行き値は、自然災害(落雷等)による故障が予想されるため、毎年2回程度の断水を見込みました。また、目標値については、水源や配水池等の整備を実施することにより、断水を未然に防ぐことが可能と考え、0回としました。
- B 上水道水源の水質基準達成箇所数の割合については、定期的に水質検査を行うことにより、成り行き値、目標値ともに、現状を維持することができるものと考え、100%と設定しました。
- C 下水道放流水の水質基準達成回数については、各処理施設に年間24回の法定検査を実施していますが、水質基準はすべての箇所で作成しています。処理水量は増加していますが、今後も適正な水質管理を行うことで、成り行き値、目標値とも現状を維持できるものとして設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

6 安全な水とトイレを世界中に

★ 6. b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

17 パートナーシップで目標を達成しよう

# 施策 21

## 廃棄物の抑制とリサイクルの推進



施策の柱

(62) ごみの発生抑制とリサイクルの推進 (63) 廃棄物の適正処理

自然環境への負荷の低減を図るため、ごみ減量4R活動や分別の奨励、ごみ処理に対する意識の高揚を図りごみ出しマナーの徹底を図ります。また、人口の増加とともにごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするため、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市民、市内事業所

【意図】 ・廃棄物を減らす  
・資源としてリサイクルする

#### 基本方針

・循環型社会の構築を図り、ごみ減量に向けた資源リサイクルを促進します。

#### 現状

- ・人口増加や事業所等の増に伴いごみ量は増加しています。
- ・ごみ出しのマナーが守られていないことがあります。
- ・資源物回収団体活動回数及び回収量が減少傾向にあります。
- ・ポイ捨て、不法投棄が依然として無くなりません。
- ・菊池環境保全組合新環境工場の稼働に向けて計画が進んでおり、組合負担金は増加しています。
- ・小売店等では、販売時にレジ袋が提供されています。

#### 課題

- ・ごみ量の増加に伴い、処理費用など市の負担が増えており、さらなるごみ減量対策が必要です。
- ・資源処理困難物の更なる周知徹底が必要です。
- ・資源物回収団体を増やすためのより一層の取り組みが必要です。
- ・不法投棄を防止するため、看板設置やパトロールの更なる強化が必要です。
- ・レジ袋を使わない環境づくりが必要です。

#### 市民の役割

- ・市民は、マイバッグ等を利用し、レジ袋の削減に協力します。
- ・市民、事業所は、3R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：ごみの再生利用）及びリフューズ（拒否）などを実行し、廃棄物の発生を抑制します。
- ・市民、事業所は、ごみの分別をさらに徹底し、併せてごみの減量化を促進します。
- ・市民、事業所は、ごみ出しルールを遵守します。
- ・市民、地域、団体は、資源物のリサイクルに協力します。

#### 行政の役割

- ・市は、ごみ減量のためにごみの量の「見える化」を行い、市民に啓発します。
- ・市は、ごみ出しルールやごみ減量方法等の周知・啓発を行います。
- ・市は、計画的に廃棄物を収集し、廃棄物の適正処理（資源のリサイクル等）を行います。
- ・市は、マイバッグ等の利用を促します。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
一人当たりの廃棄物の量（年間 Kg）	198.7	197.7	195.2	年々減少しています。廃棄物抑制の市民意識が向上していると考えられます。
事業所から出る廃棄物の総排出量（t）	2,192	2,281	2,250	事業所数が増加したことに伴い、事業活動の活性化により廃棄物の量も増加したが、適正な処理が進んでいると考えられます。
一人当たりのリサイクルした資源の量（Kg）	41.1	37.9	36.3	転入者が増加したことによる、ごみ分別の周知徹底が不十分だったことが考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 一人当たりの年間廃棄物の量	195.2	成り行き値	195.5	195.5	195.5	195.5	kg
		目標値	195.0	194.5	194.0	193.5	
B 一事業所当たりの排出量	4,191	成り行き値	4,200	4,200	4,200	4,200	kg
		目標値	4,150	4,125	4,100	4,075	
C 一般廃棄物のリサイクル率（事業系を除く）	14.82	成り行き値	14.8	14.7	14.7	14.6	%
		目標値	15.0	15.5	16.0	16.5	

#### ※指標の解説

A	人口増に伴い廃棄物の量の増加は見込まれるが、市民の減量化への取り組みの意識が向上しているため、一人当たりの廃棄物の量（年）の成り行き値は、令和5年度の成り行き値を平成30年度水準とほぼ同等の195.5kgに設定しました。目標値は、エコまつりや資源物集団回収及び生ごみ処理機器の普及啓発等により減量化が図られるとして、令和5年度193.5kgに設定しました。
B	一事業所当たりの排出量の成り行き値は、事業所数の増や廃棄物の排出量を考慮して、令和5年度の成り行き値を4,200kgに設定しました。目標値は、廃棄物搬入検査や分別の徹底、資源物の推進等によりさらなるごみの減量化に取り組むことで、令和5年度の目標値を4,075kgに設定しました。
C	一人当たりのリサイクルした資源の率は、再生資源集団回収団体の回収量と環境美化センターへの資源物回収量の合計が廃棄物の総量に占める割合で出しました。再生資源集団回収団体の回収量の減少に伴い、令和5年の成り行き値を14.6%に設定しました。目標値は、市民に対して積極的な取り組みによる分別回収の徹底と再生資源保管所等整備により微増していくものと考え、令和5年度の目標値を16.5%に設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

12 つくる責任 つかう責任

★ 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

1 貧困をなくそう

3 持続可能な開発目標を達成しよう

6 安全な水とトイレを世界中に

7 再生可能エネルギーを普及させよう

11 持続可能な都市を築こう

13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも守ろう



# 施策 22

## 地球温暖化防止対策の推進

施策の柱

(64) 地球温暖化防止対策の推進

温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

### 全体像

#### 目標

- 【対象】 市民、事業所
- 【意図】 CO<sub>2</sub> の排出量を削減する生活や事業活動を行う

#### 基本方針

- 地方公共団体実行計画及び地域エネルギービジョンに基づき計画を推進します。
- 地球温暖化防止対策の普及・啓発を進め、CO<sub>2</sub> 削減に取り組みます。
- 温室効果ガス排出削減につながる森林経営管理に努めます。

#### 現状

- 家電製品の保有台数の増加により、二酸化炭素排出量が増加します。
- 地球温暖化防止に対する関心は高いため、エコに関する意識も向上しています。
- 家庭ごみを庭等で燃やすことが一部で見受けられます。
- 国から温室効果ガス排出削減に向けて森林吸収量の確保に必要な森林経営管理が求められています。

#### 課題

- エコに関する具体的な取り組みの啓発が必要です。
- 家庭ごみを燃やすことを禁止する啓発が必要です。
- 森林経営管理には多額の費用と人材を要するため、森林規模等を勘案した対応が必要です。

#### 市民の役割

- 市民は、家電製品の買い替えの際は省エネ家電製品の選定や、使用時間の短縮に努めます。
- 市民は、自動車のエコドライブを心掛け、公共交通機関の利用に努めます。
- 地域、団体は地球温暖化防止対策の普及、啓発を進めます。
- 森林所有者は、森林の保全管理に努めます。
- 事業所は、エコカー購入、エコドライブの推進、節電、緑化活動等に取り組みます。

#### 行政の役割

- 市は、クールビズ等により冷暖房利用量の削減を図ります。
- 市は、地球温暖化防止に取り組む活動団体と協力し地球温暖化防止対策の活動を行います。
- 市は、森林面積や林業事業者の状況に合った森林経営管理に努めます。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合 (市民アンケート)	62.7	61.5	67.8	太陽光発電や節電等への認識や、低燃費車両やLED照明器具の購入、マイバッグ持参などが地球温暖化防止対策と認識されてきたと考えられます。
地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合	100	100	98.1	ほとんどの事業所において、何らかの地球温暖化防止対策に取り組んでいることが考えられます。
温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数	10	13	13	市内企業に対し二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいる企業が徐々に増えてきていると考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合 (市民アンケート)	67.8	成り行き値	68	68.5	69	69.5	%
		目標値	70	72.5	75	77.5	
B 地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合	98.08	成り行き値	98.08	98.08	98.08	98.08	%
		目標値	98.3	98.7	99.1	99.5	
C 温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数	13	成り行き値	13	13	13	13	事業所
		目標値	14	15	16	17	

#### ※指標の解説

- A 地球温暖化防止に対する意識の高まりにより、温暖化防止対策に取り組む割合は徐々に高くなっています。成り行き値としては、平成30年度値から徐々に高くなるとし、令和5年度69.5%に設定しました。目標値は、エコまつりや広報での周知、エコドライブやグリーンカーテン、クールビズ実施啓発等により、さらに取り組む世帯が増えるものとし令和5年度77.5%に設定しました。
- B 市内事業所にアンケートを実施した結果であり、何らかの取り組みをしている事業所の割合は非常に高いものです。成り行き値は、平成30年度現状値で推移していくとし、令和5年度98.08%に設定しました。目標値は、更なる啓発によりほとんどの事業所において取り組みができるとし、令和5年度目標を99.5%に設定しました。
- C ISO取得、エコアクション21認証・登録、地球温暖化防止対策行動計画の作成等を行っている事業所の数であり、その取り組みに至っていない事業所が多い状況です。成り行き値は、平成30年度現状値で推移していくとし、令和5年度13事業所に設定しました。目標値は、環境問題に対する意識や関心を広めるために事業所に対しての啓発活動を行うことにより、取り組みが増えていくものと考え、令和5年度17事業所に設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

★ 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

● 施策体系別計画 ●

第5章  
都市基盤の健康



竹迫観音祭

赤い幔幕（まんまく）を張りめぐらし、二張りの太鼓を載せた  
ドランジャーと呼ばれる木製台車を竹迫観音堂に奉納し、  
畜産振興、五穀豊穡、交通安全を祈願する。  
毎年、7月の第2土曜日に開催している。

# 施策 23

## 計画的な土地利用の推進



施策の柱 (65) 計画的な市街地の形成

地域の特性に応じて土地が活用され、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、重点区域土地利用計画の具現化に向けた土地利用を推進します。無秩序な宅地化を抑制し、拠点地区周辺や骨格となる軸周辺を基本とした公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性のある区域において、計画的な市街化区域拡大を検討します。農地については、就農者の意向を尊重し、計画的な土地利用の方向性との整合を図り、有効な活用に努めます。

### 全体像

- 目標** 【対象】 市内全域の土地
- 【意図】 地域の特性にあった土地利用がなされる

- 基本方針**
  - 市街化区域内の低・未利用地の宅地化を促進します。
  - 市総合計画、都市計画マスタープラン、重点区域土地利用計画に則った土地利用を推進します。
  - 農業、商業や工業など地域の振興に必要なバランスある土地利用を図ります。

- 現状**
  - 市全域の約9割が市街化調整区域に指定され、そのうち約半分が農用区域となっています。
  - 集落内開発や地区計画により、年間約100件の開発が行われています。
  - 人口が増加していますが、市街化区域及び市街化区域に近い市街化調整区域で開発された地域へ居住される方が多く、市南部と北部における地域間格差が広がっています。
  - 御代志駅周辺を市街化区域に編入し、交通結節機能向上、新たな都市機能拠点の創出や既存住宅地における防災性の向上などを目的とした御代志土地区画整理事業が進められています。

- 課題**
  - 計画的な土地利用を推進するために、総合計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等を基本とした、地域の実情に即した誘導方策が必要です。
  - 市街化区域の隣接地域の開発は、急激な人口増加が誘発されるため、既設の上下水道施設、教育施設、福祉施設等の整備・改修の検討が必要です。
  - 国・県有地および施設の利活用が可能かどうか検討が必要です。
  - 長期展望に立った都市計画の見直しが必要です。
  - 重点区域土地利用計画に基づくバランスの取れた土地利用が必要です。
  - スプロール現象を抑止するための方策が必要です。

### 市民の役割

- 市民は、市が策定した土地利用計画等に参画協力します。
- 事業者は、土地利用を行う場合、市民及び関係者に対して説明を行い、市の均衡ある発展に協力します。

### 行政の役割

- 市は、地域の特性を踏まえた土地利用計画を策定し、市民との合意形成に努めます。
- 市は、土地利用に合った公共施設の整備を行います。
- 市は、都市計画の決定は、市民の意見を反映した計画とします。
- 市は、事業者が土地利用を行う場合、公共性・公益性の高い整備等については、将来を見据えて支援を検討します。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
市街化区域で有効に市街化がなされている土地の割合	81.5	81.9	82.6	平成28年度に竹迫地区が市街化区域に編入されたことで、市街化区域が広がりました。また熊本地震の被害が比較的少なかったことなどから、市街化区域内における未利用地の開発が進んだことが考えられます。
市街化調整区域で開発を誘導した箇所数	1	2	3	重点地区の御代志地区について、区域区分の見直し(市街化区域編入)が進行していることが考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 市街化区域で有効に市街化がなされている土地の割合	82.6	成り行き値	85.0	85.4	85.9	86.5	%
		目標値	85.0	85.4	85.9	86.5	
B 土地利用重点地区で計画的な土地利用がされる箇所数	3	成り行き値	4	4	4	4	箇所
		目標値	4	5	5	5	

#### ※指標の解説

- A 市街化区域内で、有効に市街化されている面積の割合の成り行き値は、土地の所有者の意向で宅地化されるので、過去の伸び率(0.4%増)で今後推移するとして、令和2年に竹迫区画整理地内100%とし、令和4年・5年で御代志区画整理地内大街区(商業施設)2.1haについて100%としました。目標値も同様にしました。
- B 重点区域土地利用計画の拠点6地区(合志庁舎前地区、飯高山・群山南部地区、辻久保地区、御代志地区、黒石地区、野々島地区)のうち、市街化区域に編入した合志庁舎前地区、御代志地区、黒石地区については現状値に計上しています。民間主導により計画が進んでいる飯高山・群山南部地区は令和2年度に計上し、辻久保地区については、民間事業者と市が連携を取りながら進めていくため、目標値として令和3年度に計上しました。

#### SDGsにおける努力目標

★11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

# 施策 24

## 計画的な道路の整備

施策の柱

(66) 計画的な道路の整備 (67) 道路環境の整備

渋滞の解消や、道路交通がスムーズに行えるようにするため、主要幹線となる国県道や広域交通拠点の整備について、関係機関との連携や要望活動を強化します。また、まちづくりに大きな影響を与える市の主要市道については、重点区域土地利用計画に基づき整備計画を策定し、計画的かつ着実な整備を進めます。

### 全体像

#### 目標

- 【対象】 市内道路とその利用者
- 【意図】 市内の道路を安全かつ円滑に通行できるようにする

#### 基本方針

- 安全、安心かつ円滑に通行できる道路の整備に努めます。
- 住宅地、団地等の住宅密集地の通り抜け車両防止や、スピード抑制策を実施し、歩行者の安全確保に努めます。

#### 現状

- 住宅開発による定住人口の増による交通量が増加し、渋滞箇所が増えていきます。
- 市外周辺地域の開発や人口増加及びスマートインターチェンジ開通、国県道等幹線道路の整備により市外からの市内通過車両が増加しています。
- 道路、橋りょう整備のための財源確保が困難となっています。
- 道路、橋りょう等の老朽化が進み、維持管理費が増加しています。

#### 課題

- 渋滞解消のための道路拡張、歩道整備箇所には住宅が立地しているため整備が困難です。
- 道路整備には、市民や土地所有者の理解と協力が必要です。
- 計画的な道路整備と維持管理のため、予算確保が必要です。

#### 市民の役割

- 市民は道路維持管理に協力します。
- 市民は渋滞を緩和するため、公共交通機関の利用を心がけます。
- 企業・事業所は、ノーマイカーデーや始業時間を変更し、渋滞や事故防止に寄与します。

#### 行政の役割

- 市は、道路事業に際して、市民及び土地所有者への説明を行い、理解と協力を求めます。
- 市は、国・県・近隣市町と連携し幹線道路のネットワークを形成します。
- 市は、市道舗装維持管理計画に基づき、計画的な道路の維持管理に努めます。
- 市は、市民からの道路の維持修繕についての苦情・要望に対し、速やかに対応するよう努めます。
- 市は、用地買収や家屋等の補償に伴う、職員の専門的知識の習得に努めます。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
4年間の整備済延長/4か年(H28～31)の道路整備計画総延長×100	19.6	35.8	49.8	社会資本整備総合交付金事業(福原水線改良事業)を平成31年度に供用開始するために重点的に整備を行った結果、市道改良事業及び市道舗装事業が伸びなかったと考えられます。
道路利用に関して満足している人の割合【市内の移動】(市民アンケート)	64.9	65.9	47.4	慢性的な国道387号や県道を中心とした幹線道路及びそれに接続する市道等の渋滞に対し、住宅開発等での人口増加による交通量の増加が追い打ちをかけ、市民の満足度が低下したと考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 4年間の整備済延長/4か年(R2～5)の道路整備計画総延長×100	49.8	成り行き値	90.0	10.0	30.0	50.0	%
		目標値	100.0	20.0	40.0	60.0	
B 道路利用に関して満足している人の割合【市内の移動】(市民アンケート)	47.4	成り行き値	50.0	50.0	50.0	50.0	%
		目標値	55.0	56.5	58.0	59.5	

#### ※指標の解説

- A 令和3年度から7年度までの5か年にかけて新たに道路整備計画を作成するので、各年度20%ずつ実施すると想定し7年度には整備計画延長を100%達成することを見込んで目標値を設定しました。なお、予定通り実施できない場合を想定し、成り行き値を設定しました。
- B 道路利用に対して満足している人の割合について、平成29年度の実績値が65.9%であったが翌年平成30年度が47.4%と大幅に減少しました。1年間にマイナス18.5%の減少については、直接的な原因は不明であるが、幹線等の慢性的な渋滞が原因の1つであると考えます。過去数値については、変動が大きく、参考にできないため、50.0%を成り行き値として設定しました。目標値は平成28年度の実績値が64.9%、平成29年度実績値が65.9%と、1.0%上昇しており、令和2年度の目標値を55.0%に設定、毎年度1.5%上昇を目標とし、令和5年度を59.5%と設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

9 産業と技術革新の基盤をつくろう ★ 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。

6 安全な水とトイレを世界中に

8 豊かになり、持続可能な成長を

11 持続可能な住環境を

12 つるむ資源を大切に

15 陸の豊かさも守ろう

# 施策 25

## 公共交通の充実



施策の柱 (68) 公共交通の利便性の向上

公共交通は、高齢化社会の進展に伴い市民の移動手段としてますます重要性が高まります。市内外の移動が更に円滑にできるよう、コミュニティバスをはじめJRや熊本電気鉄道、路線バス等の効果的な活用及び乗り継ぎ等の利便性向上を図ります。また、交通渋滞の緩和や環境に優しいまちの実現のため、自動車利用から公共交通機関への移行を促進するとともに、市内全域や近隣市町と連携のとれた交通体系の構築を図ります。

### 全体像

#### 目標

- 【対象】 市民
- 【意図】 市内外の移動が円滑にできる

#### 基本方針

- 利便性の高い交通網の再構築によりコミュニティバス等の利用促進に努め、また JR 豊肥線や熊本電鉄線の各駅への乗り継ぎによる利便性の確保を図ります。

#### 現状

- コミュニティバス運行の要望は高まっています。
- 運転免許の自主返納者や高齢者などに対する公共交通の必要性が高まっています。
- コミュニティバス運行委託費が増加しています。

#### 課題

- 本市の域内交通だけでなく、コミュニティバスによる JR 豊肥線や熊本電鉄線との乗り継ぎ利便性の確保が必要です。
- 市民の生活に沿った運行ルートや運行ダイヤの設定が必要です。
- 利便性の確保が難しく、利用者数が伸び悩んでおり、交通網の見直しと再検討が必要です。
- コミュニティバスの利用促進につながるような仕組みの検討や周知啓発が必要です。
- 持続可能な公共交通の維持が必要です。

#### 市民の役割

- 市民は、環境負荷等を考慮し、自家用車と公共交通機関を状況に合わせて利用します。
- 運行事業者は、利便性の高い公共交通の運行とサービスの提供に努めます。
- 区(自治会)等は、地域での公共交通の推進に積極的に携わります。

#### 行政の役割

- 市は、コミュニティバス交通網の再構築や公共交通機関連携を図ります。
- 市は、公共交通に関する市民ニーズの把握に努めます。
- 市は、公共交通に関する情報をわかりやすく市民に伝えます。
- 市は、市地域公共交通再編実施計画を策定します。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
公共交通機関を利用している人の割合(市民アンケート)	68.0	68.8	65.9	熊本地震以降自家用車やバスの定時性の確保が難しくなり、一時的に電車に利用者が流れたものの、現在は自家用車へと転化しているのではないかと考えられます。
公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え、乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合(市民アンケート)	48.9	43.9	40.8	熊本地震以降の運転手不足による民間路線の減少や、バスの定時性の確保が問題となっており、電車への結節等がうまくいかなくなってしまうことが要因と考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 公共交通機関を利用している人の割合(市民アンケート)	65.9	成り行き値	65.9	66.4	66.9	67.4	%
		目標値	71.5	72.0	72.5	73.0	
B 公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え、乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合(市民アンケート)	40.8	成り行き値	40.4	40.2	40.0	39.8	%
		目標値	49.0	50.0	51.0	52.0	
C 人口一人当たりのコミュニティバス利用回数(年間)	1.31	成り行き値	1.29	1.28	1.27	1.26	回
		目標値	1.34	1.36	1.38	1.40	

#### ※指標の解説

A	公共交通機関を利用している人の割合の成り行き値は、平成28年度熊本地震以降徐々に利用者が戻ってきており、微増(0.5%)で推移すると考え設定しました。目標値については、地域公共交通網形成計画に基づき、年間0.5%ずつ利用者数を増加させることを目標にし、令和5年度の目標を73.0%と設定しました。
B	公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え、乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合の成り行き値は、民間営業路線の廃止などにより、令和5年度まで微減(-0.2%ずつ)で推移すると考え設定しました。目標値については、地域交通網形成計画に基づき、年間1%ずつ増加させることを目標にし、令和5年度の目標を52.0%と設定しました。
C	人口に対するコミュニティバス利用者の割合の成り行き値は、今後利用客は微増で推移すると思われるが、人口増加の割合が高いため、相対的な割合は微減で推移すると考え、設定しました。目標値は、地域公共交通網形成計画に基づき、2%ずつ増加させることを目標にし、設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

11 住み続けられるまちづくりを

★ 11.2 2030年までに脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

3 持続可能な開発を

7 持続可能なエネルギーを

9 産業と雇用創出を

13 気候変動に具体的な対策を

● 施策体系別計画 ●

## 第6章 産業の健康



### 合志マンガミュージアム

平成 29 年 7 月に、既存の西合志郷土資料館を改修してオープンした。  
利用者がくつろぎながらマンガを読むことができるよう畳などを配置しており、  
一日中ゆっくりマンガを楽しむことができる。

「読もう！観よう！！学ぼう！！」をコンセプトに  
戦後の懐かしいマンガ、郷土の文化が学べるマンガ、現代のマンガ、  
歴史的に価値のある風刺画などの資料を展示している。

Photograph by Sojo University Masahiro Saigoh Laboratory

# 施策 26

## 農業の振興

施策の柱

(69) 生産基盤の確保と経営力の強化 (70) 後継者の育成 (71) 関係機関との連携の強化

本市の基幹産業である農業の振興については、後継者の育成や経営力の強化、生産品の価格安定対策を推進し、効率性を高める生産基盤の整備や関係機関との連携強化を柱に、安定した所得向上に努めます。また、農業を核として付加価値の高い新たな特産品の開発や合志ブランドの確立に取り組む活動、いわゆる6次産業化を通じて、新しい複合的な農業の振興を図ります。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市内の認定農業者  
【意図】 経営が安定している

#### 基本方針

- 生産性の向上と多彩な担い手（新規就農者、農業に参入する企業など）の育成を推進します。
- 農家の所得向上を目指した農業の振興を図ります。
- 農商工連携、医福食農連携等による6次産業化やブランド化戦略を推進します。（地理的表示（GI）保護制度の活用等）

#### 現状

- 農業、農村構造が変化しており、農業者の減少と高齢化が進んでいます。また農地は、住宅や店舗等の広がりにより混在化しています。
- 営農支援員を配置し、新規就農者へ営農指導や農作物のブランド化に取り組んでいます。
- 農道や農業用施設（用排水やため池）は、データやシステムによる管理ができていません。
- 農地などに影響を与える道路整備計画等（地域高規格道路や住宅開発など）の情報収集を行っています。
- 国内では、家畜伝染病の発生や鳥獣被害が増加しています。
- 稼げる農業の基盤づくりとして、関係機関（商工部門、農研機構、包括連携協定団体など）と連携し、6次産業化及び農商工連携の推進やブランド化に取り組んでいます。

#### 課題

- 多彩な担い手（新規就農者、農業に参入する企業など）の育成・確保が必要です。
- 農業経営効率化のため農地の集積、集約化を図るとともに、農作業負担の軽減に向けて農業従事者の省力化を図る必要があります。
- 消費者からは、安全で安心できる高付加価値の農産物を生産することが求められています。
- 農道や農業用施設（用排水やため池）を適切に管理し承継していく必要があります。
- 農地などに影響を与える道路や開発計画等に対しては、早い段階からの調整や協議が必要です。
- 家畜伝染病に備えた防疫体制を確立し、発生を抑えるための農家への啓発が必要です。
- 鳥獣被害対策は、市民への迅速な情報提供及び熊本県や警察署との連携が必要です。
- さらなる6次産業化、農商工連携を進めるため、医福食農連携による取り組みに加え、ブランド化や特産品の創出及び販路拡大が急務です。
- 農商工連携による結び付きを強化するため、商工業者側（企業など）から農業への参入促進が必要です。

#### 市民の役割

- 市民は、農業の現状を理解し、地産地消に努めます
- 生産者は、消費者のニーズを把握し、高付加価値の作物作りを行います。
- 生産者は、農作業の労働時間の短縮や省力化に努めます。
- クマモト未来型農業業コンソーシアム推進協議会は、農業者、地域企業との連携を通じ、農業が抱える課題の解決を図ります。

#### 行政の役割

- 市は、農業者が取り組む農業経営計画の実施に対する支援を行います。
- 市は、関係機関（民間企業、国、県、JA、クラッシーノこうし等）と連携し、販路開拓を進めます。
- 市は、関係者（土地改良区、担い手農家など）と連携し、生産性向上につながる農業用施設の改築や更新に取り組めます。
- 市は、6次産業化及び農商工連携推進のための連絡調整や支援を行います。
- 市は、農業に関する関係機関（JA、農研機構）や企業との連携を強化し、新たな農業のあり方を検討します。
- 市は、農道や農業用施設（用排水やため池）を適切に管理し承継していくための設備環境を整備します。（農業用施設等長寿命化計画）
- 市は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地集積・集約化の仲介を図ります。
- 家畜伝染病の発生による緊急事態に備え、熊本県との情報伝達をはじめ、防疫体制の確立を図ります。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
認定農業者数	222	232	238	高齢等を理由に認定農業を更新されない農業者もいたが、新規就農者を認定農業者として認定した件数が年々増加しているものと考えられます。
生産農業所得（認定農業者一戸当たり）	7,340,000	7,580,000	7,120,000	畜産については安定的な経営となっているが、路地野菜（特に冬野菜）については、温暖化の影響で所得が左右されるものと考えられます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 認定農業者数	238	成り行き値	234	230	227	224	経営体
		目標値	238	238	238	238	
B 生産農業所得（認定農業者一戸当たり）	5,300	成り行き値	5,400	5,500	5,610	5,720	千円
		目標値	5,850	6,400	6,950	7,500	
C 認定農業者の法人化率	19.3	成り行き値	20	20	20	20	%
		目標値	20	21	22	23	

#### ※指標の解説

A	認定農業者数（経営体）の成り行き値は、農業従事者の高齢化に伴い減少していくと見込まれ、「熊本県食糧・農業・農村計画」の熊本県目標数値の減少率を参考に、令和5年度は224経営体としました。目標値については、Uターン者や非農家からの就農など毎年4名程度の新規就農があり（平成30年度就農給付金実績21経営体27名）、新規就農者が行う経営安定に向けての取り組みに対して支援し、人・農地プランによる青年就農給付金の給付や法人化等への支援を行うことで減少幅を抑え、認定新規就農者から認定農業者への移行を推進していくことで横ばいを保持し、令和5年度は238経営体としました。
B	生産農業所得（認定農業者1経営体当たり）は認定農業者の収入の平均より算出しました。平成30年度の実績値において、認定農業者の生産農業所得の算定を精査し5,300千円を現状値としました。成り行き値は経済状況や国際的動き等により変化することを踏まえ、期待物価上昇率（2%）程度の伸びで推移するものとして設定しました。目標値は、人・農地プランによる農地、技術等を集結し、農業所得の安定化を図り、農業をより魅力的なものにするための農業施策を展開し、併せて農業関係団体との連携、また国・県等の補助事業の活用、担い手育成総合支援協議会も取組の強化を図ることで、令和5年度の目標値を「合志市農業経営基盤強化構想」に掲げる7,500千円と設定しました。
C	認定農業者の法人化率は、認定農業者の中で法人組織に会員として加入している者の割合で算出しました。平成30年度の実績値は19.3%で「熊本県食糧・農業・農村計画」による目標値（14.0%）よりも高く、さらに成り行き値は認定農業者数の減少によって上昇する可能性もありますが、担い手となる法人組織への加入が進まないこともあり、ほぼ横ばいの20%で推移すると設定しました。目標値においては、「熊本県食糧・農業・農村計画」における法人組織の増加率を参考に令和5年度を23.0%と設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

★ 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。

# 施策 27

## 商工業の振興



施策の柱 (72) 人材確保と生産・販売力の強化

商工会を中心に、同業種間や異業種間の連携協力を図り、後継者の育成や生産・流通基盤の確立、販売力の強化対策を推進するとともに、産学官金と連携した創業支援を行います。また、工業については、将来にわたって安定した操業を可能とするため、立地企業の必要に応じたインフラ整備や増設支援等の環境整備に努めます。

### 全体像

#### 目標

【対象】 市内の商工業事業所

【意図】 健全な経営がなされている

#### 基本方針

- ・地域経済の持続的な活力を生み出す地元企業支援体制の確立を図ります。
- ・商工会員等の地元企業と連携を図ります。
- ・農商工連携を推進し、地域経済の活性化を図ります。

#### 現状

- ・市内事業所数はほぼ横ばいで推移しています。
- ・商店数及び製造業に関する事業所数は大きな変動なく推移していますが、年間商品販売額は増加しており、中でも機械器具卸売業の額が大きく伸びています。
- ・製造品出荷額は、製造業において増加していますが、景気や業況に大きく影響を受けるという現状があります。
- ・市街化区域の拡大による新たな商業エリアがオープンし、大規模小売店舗等の出店が進行しています。
- ・年間商品販売額や製造品出荷額は増加していますが、中小企業においては、事業所数の伸びが見られず、従業者数も横ばいが続いており安定した景気回復には至っていない状況です。
- ・商工業の事業者が農業に参入する取り組みを行っていますが、定着や安定経営には至っていません。

#### 課題

- ・地域経済を支える中小企業発展のため、中小企業等振興基本条例に基づいた基本的施策の実施が必要です。
- ・新たな地域経済の担い手を創設するため、創業支援等事業計画による創業支援が必要です。
- ・中小企業経営者等の後継者不足が進んでおり、事業承継への支援を強化する必要があります。
- ・域内の個人消費拡大と企業活動支援が必要です。
- ・所得の向上及び経営安定化を目指して農商工連携を強化するため、商工業者側（企業など）から農業参入への支援が必要です。

#### 市民の役割

- ・市民は、市内での消費に努めます。
- ・事業所は、企業の自助努力、優秀な従業員の確保、研究開発の充実、健全な経営に努めます。
- ・商工会は、同業種間、異業種間の共存共栄のための連携・協力の推進を図ります。

#### 行政の役割

- ・市は、商工会の運営を支援します。
- ・市は、市内商工業者への支援を行います。
- ・市は、創業支援を行います。
- ・市は、地域ブランド品の認定及び支援を行います。

#### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
法人市民税の法人税割を納めている法人数	238	240	286	熊本地震の復興需要、または各種施策効果により、穏やかな景気回復が持続しており、事業所数の増加と黒字化につながっていると思われます。

#### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 法人市民税の法人税割を納めている法人数	286	成り行き値	290	290	290	290	社
		目標値	295	295	295	295	

#### ※指標の解説

A 法人市民税の法人税割（所得割）を納めている法人数の成り行き値は、熊本地震からの復旧復興需要等を背景に景気は緩やかな回復基調にありますが、今後はその動向に注視する必要があります。また、経済センサスの結果では法人数が減少しているため、横ばいの290社と設定しました。目標値は、復旧復興需要の落ち着いた影響も考えられるが、中小企業施策により経営安定を支援し、黒字基調の維持・転換を見込み、成り行き値よりも高い295社と設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

8 働きがいも経済成長も

★ 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

1 貧困をなくそう

9 産業と雇用創出の促進

10 人や国の不平等をなくそう

12 つくばない消費

# 施策 28

## 企業誘致の促進と働く場の確保

施策の柱 (73) 異業種連携の促進 (74) 企業誘致の促進 (75) 雇用環境の充実支援と就業機会の確保

地元雇用に結びつく優良企業の誘致を推進することで、若い年代の定住促進やU・J・Iターン者の就業機会の確保、雇用環境の充実を図ります。また、必要に応じて工業団地の整備や企業誘致のための環境整備を行い、企業の投資を促し、更なる雇用機会の創出を図ります。

### 全体像

#### 目標

【対象】 働いている人、働きたい人

【意図】 安定して働ける

#### 基本方針

- ・市の特性を活かした新しい産業の創出を推進します。
- ・地元雇用に結びつく優良企業の誘致を図ります。
- ・勤労者が安心して働ける環境づくりを進め、雇用促進と安定化を図るとともに、起業・創業機運醸成を図ります。
- ・新たな企業誘致推進のため、さらなる受入体制の整備、環境づくりに努めます。

#### 現状

- ・新たな工業団地の整備を進めています。
- ・人手不足により、安定した企業活動の継続に影響が生じています。
- ・市内には、合志工業団地や栄工業団地、蓬原工業団地、セミコンテックパークなどの工業団地があり、多くの企業が立地しています。
- ・工業事業所数及び従業員数は増加傾向にあり立地が進んでいます。また、商業店舗数及び従業員数はほぼ横ばいで推移していますが、民間区画整理事業により大型商業施設が出店しています。

#### 課題

- ・企業の立地状況、人口の増加等に見合った各種インフラ整備が必要です。
- ・地元雇用につながる企業誘致が必要です。
- ・人手不足への支援を強化する必要があります。
- ・職場と育児の両立支援として、事業所内保育所運営など、雇用環境整備のための事業所への働きかけを進めることが必要です。

#### 市民の役割

- ・市民、事業所は、就労のための資格取得等、個人の能力開発に努めます。
- ・事業所は、雇用増につながるような経営に努めます。
- ・事業者は、働き方改革への対応など、労働環境の整備に努めます。

#### 行政の役割

- ・市は、工業団地の整備、優遇措置による企業誘致を行います。
- ・市は、大学や研究機関等との産学官連携、起業・創業を支援します。
- ・市は、企業等連絡協議会の運営を支援します。
- ・市は、市内企業の求人情報の提供、住環境の整備、交通、産業インフラの整備を行います。

### 第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
市内で働きたい人で働くことができる割合(市民アンケート)	23.5	23.9	27.8	雇用情勢は有効求人倍率が震災前の水準を上回っている状況であり、市内に新たな商業施設もオープンし、雇用の場が増え、市内就業者も増加したと思われます。
立地協定の締結数(新設・増設)	2	3	3	半導体関連、自動車関連の増設によるものが主であり、市場の動向に合わせた動きと思われます。

### 今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 市内で働きたい人で働くことができる割合(市民アンケート)	27.8	成り行き値	27.8	27.8	27.8	27.8	%
		目標値	28.0	28.5	29.0	30.0	
B 立地協定の締結数(新設・増設)	3	成り行き値	2	2	1	1	件
		目標値	3	3	3	3	

#### ※指標の解説

A	市内で働きたい人で働くことができる割合の成り行き値は、勤務場所が市内である割合の実績値が横ばいであることから本指標も、現状値の27.8%としました。目標値は、工業団地整備と合わせた企業誘致の推進や既存企業への支援による働く場の増加を見込み、令和5年度は30.0%としました。
B	立地協定の締結数(新設・増設)の成り行き値は、新規の工業団地整備後には年2件としていますが、空き用地がなくなれば、新規での立地は厳しい状況にあるため、増設等も含め1件程度の締結があると設定しました。目標値は、計画期間中の景気回復を見込み、新たな工業団地整備の検討を進めるとともに、既存企業等へのフォローアップを進めることで毎年3件程度の立地協定(増設等)が見込まれると設定しました。

#### SDGsにおける努力目標

8 働きがいも経済成長も  ★ 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

1 貧困をなくそう  9 産業と雇用創出の促進  10 人や国の不平等をなくそう  12 つるもつる 

# 資料

## SDGs (持続可能な開発目標) の各目標の内容

SDGsとは、絡み合う課題を同時かつ根本的に解決し、持続可能な未来を示す羅針盤で、2015年に国連サミットで採択されました。17の目標と、169のターゲット(具体的目標)で構成されています。

合志市においても、国が定めた方針を把握しつつ、それを合志市の特徴や現状をいかして、達成に向けた取り組みを推進していきます。

- |                             |  |                             |  |
|-----------------------------|--|-----------------------------|--|
| <p>1 貧困をなくそう</p>            | <p>1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>   | <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>      | <p>10. 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>   |
| <p>2 飢餓をゼロに</p>             | <p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>                            | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>     | <p>11. 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>   |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>       | <p>3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>                                  | <p>12 つくる責任 つかう責任</p>       | <p>12. 持続可能な生産消費形態を確保する</p>  |
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p>        | <p>4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>                             | <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>      | <p>13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>  |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>      | <p>5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>                                    | <p>14 海の豊かさを守ろう</p>         | <p>14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>  |
| <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>      | <p>6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>                                    | <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>         | <p>15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>       |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | <p>7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>                         | <p>16 平和と公正をすべての人に</p>      | <p>16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p>         | <p>8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> | <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <p>17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>                                      |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>    | <p>9. 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>                |                             |  |

## 第2次基本構想第2期基本計画 諮問

合企第158号  
令和元年7月9日

合志市総合政策審議会会長 様

合志市長 荒木義行

合志市総合計画第2次基本構想第2期基本計画原案について(諮問)

合志市総合政策審議会条例第2条第1号の規定に基づき、合志市総合計画第2次基本構想第2期基本計画を策定するにあたり、第2期基本計画の原案について、貴審議会の意見を求めます。

## 第2次基本構想第2期基本計画 答申

令和元年7月26日

合志市長 荒木 義行 様

合志市総合政策審議会会長 辻 敏輝

合志市総合計画第2次基本構想第2期基本計画原案について(答申)

令和元年7月9日付け、合企第158号で諮問のあった、合志市総合計画第2次基本構想第2期基本計画原案について、市民の視点・立場から慎重に審議を行いました。

審議の過程においては、原案に対して各委員から、さまざまな意見や数々の提案があるなど、活発な議論がありましたことをまずご報告します。

審議の結果、諮問のあった第2期基本計画については、第2次基本構想に掲げた将来都市像「元気・活力・創造のまち」の実現に向かって、取り組むべき課題に対応した計画となっており、基本的には原案のとおり了承する旨答申をいたします。

なお、審議の過程で出された提案や意見については、別添のとおり施策別に取りまとめて、付帯意見として整理しましたので、ご検討いただきますようお願いいたします。

併せて、この答申を尊重し、第2期基本計画策定に尽力していただきますとともに、本審議会としても、第1期基本計画同様、第2期基本計画の進行管理につきましても、引き続き関与していく所存であることをお伝えいたします。

## 《第2次基本構想》(抜粋) 平成28年度～令和5年度(2016年度～2023年度)

### 第1節 まちづくりの基本理念

平成19年3月の合志市議会で議決し、制定された「合志市市民憲章」では、“志を合わせて協働によるまちづくりをすすめる”ことを前文に記しています。

また、平成22年3月には、「合志市自治基本条例」を制定し、市民のまちづくりへの参画と市民、市議会、市の執行機関それぞれの権利と責務を明確化しました。

市民と行政とが対等な立場で良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において、協働によるまちづくりに取り組むことが、これからの合志市のまちづくりには不可欠であり、恵まれた自然環境のもと「人と自然を大切にしたい協働によるまちづくり」を第1次基本構想に引き続き、合志市の基本理念とします。

【合志市の基本理念】  
**人と自然を大切にしたい協働によるまちづくり**

### 第2節 将来都市像

本市は、地理的な広域交通上の優位性や、先進的な産業・技術の拠点として熊本県の中核的な役割を担い飛躍することが期待されています。第1次基本構想では、将来都市像を「未来輝く産業・定住拠点都市」とし、人や物、地域間相互の交流を促進し、新たな産業の創出を図り、合併による新たな市として“定住拠点”をめざしてきました。

また、市の横断的課題として、「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げ、元気のある合志市をめざし取り組んできました。

これにより、本市は、住みよいまちとして高い評価を得るまでになり、人口減少時代を迎えながらもなお人口の増加が続く、県内でも有数の元気のよいまちのひとつとなりました。

今後8年間の第2次基本構想では、将来都市像を「元気・活力・創造のまち」と定め、第1次基本構想と新市建設計画のさらなる具現化を図るとともに、全ての人々が安全に、安心して暮らすことのできるまち「健康都市こうし」を創るために「市民の健康」と「財政の健康」の2本の柱を掲げ進めていきます。

また、より本市が発展するため、国の地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法」を活用し、地方創生を推進していくことで、本市自らが考え、行動する活力ある合志市をめざします。

【将来都市像】  
**元気・活力・創造のまち**

【将来都市像を実現させるための横断的課題】  
**～健康都市こうし～**

## 合志市総合政策審議会

区 分	氏 名	要 件 等
合志市総合政策審議会条例 第3条第1号  住民を代表する者	1 弥頭幾久雄	合志市認可保育園連盟から推薦された者
	2 寺本 秀信	老人クラブ連合会から推薦された者
	3 辻 敏輝	区長連絡協議会から推薦された者
	4 嶋田 文雄	民生委員・児童委員協議会連合会から推薦された者
	5 藤木 紀子	障害者施設・団体から推薦された者
	6 大場百合子	スポーツ推進委員協議会から推薦された者
	7 緒方 幸代	商工会から推薦された者
	8 平山 洋生	農業委員会から推薦された者
	9 渡邊 豊子	地域づくりネットワークから推薦された者
	10 今村 豊	ボランティア連絡協議会・社協から推薦された者
第3条第2号 学識経験を有する者	11 高山祐二郎	行政経験者
	12 飯塚 暁子	行政
第3条第3号  その他市長が適当と認めた者	13 松本 真理	公募委員
	14 坂田 春美	公募委員
	15 合志 聡美	公募委員
	16 萩原 梵	公募委員
	17 釘山正二郎	指名選任
	18 上野 志折	指名選任
	19 田代 宏男	審議会委員経験者
	20 矢野 辰善	審議会委員経験者

## 事務局

役 職	氏 名	備 考
課 長	大茂 竜二	合志市総務部企画課
課長補佐	坂田 寛之	合志市総務部企画課
主 幹	曾我 陽子	合志市総務部企画課
主 査	野邑 和伸	合志市総務部企画課
主 査	富田 大貴	合志市総務部企画課
主 査	鶴田 裕之	合志市総務部企画課
主 事	井芹 和幸	合志市総務部企画課
主 事	小山 可愛	合志市総務部企画課
地域おこし協力隊	牧野内正雪	合志市総務部企画課



合志市総合計画第2次基本構想  
第2期基本計画（令和2年度～令和5年度版）  
令和2年3月発行

編集  
発行



〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140  
Tel: 096-248-1111（代表） Fax: 096-248-1196  
<https://www.city.koshi.lg.jp/>